

## I. 業務運営評価に関する事項

※中期目標期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 組織運営の効率化

##### 中期目標

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所の合理化を図るものとする。

##### 中期計画

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。

##### 年度計画

全国に置かれている主管支所及び支所については、業務の集約化・効率化にとどまらず、今後における安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、支所の合理化のための調査結果等を踏まえ、合理化方策の結論を得ることとします。

#### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、支所の合理化のための調査結果等を踏まえ、合理化方策の結論を得ることとした。

#### 当該年度における取組み

- 1) 検討にあたっては、機構内部に、役員、部長等で構成する組織合理化検討委員会を設置（計11回開催）し、必要な調査を実施するとともに議論を重ねた結果、被害者援護業務及び安全指導業務の効率的実施の観点から各都道府県に拠点を残しつつ、関係機関との連携の一層の強化、ITの活用等による業務運営の合理化を推進することとした。



一方、政府においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、①安全指導業務については、運輸業の事業者団体等に重点をおいて、民間参入を促進するとともに、その取組についての工程表を平成25年度中に作成し、着実な実行を図る、②自動車アセスメント業務については、引き続き本法人で実施する、との方向性が示された。

さらに、本閣議決定に先立って示された与党の提言や政府の行政改革推進会議の報告書では、「被害者援護業務については、安全指導業務の民間移管、合理化によって生ずる経営資源を、同業務の充実にも充てていくことが適当。機構が実施している被害者援護業務が確実に実施されること

が重要。自動車アセスメント業務については、引き続き機構で行い、安全指導業務の民間移管、合理化によって生ずる経営資源を、同業務の充実にも充てていくことが適当。」とされている。

NASVA の今後のあり方についてのこれら一連の決定及び提言の趣旨を総合的に勘案し、組織合理化のための具体策を以下のとおりまとめた。

#### ○組織合理化方策のポイント

##### ・人員配置の見直し（地方）

###### （1）「被害者援護促進の日」による経営資源のシフト（平成 26 年 10 月）

- 毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とすることにより、安全指導業務から被害者援護業務への経営資源のシフト

###### （2）支所間の人員シフト（平成 28 年度末まで）

- 一人当たりの業務量が相対的に少ない小規模支所（函館、釧路、秋田、山形、鳥取、島根、山口、高知、長崎、沖縄において各 1 名減員）から機能強化が必要な主管支所（札幌、仙台、広島、高松、福岡において 1～3 名増員）への人員シフト

###### （3）被害者支援専門員（コーディネーター）の配置（平成 26 年度を目途）

- 東京主管支所に加え、名古屋主管支所及び大阪主管支所において被害者支援専門員を各 1 名の配置（既存職員のシフト）

##### ・人員配置の見直し（本部）

- 企画部安全情報グループから自動車アセスメント部への格上げ（平成 26 年度）
- 自動車アセスメント部の 2 名増員（既存職員のシフト）（平成 26 年度）
- 被害者援護部に企画・渉外担当を設置（平成 26 年度）
- 被害者援護部の 1 名増員（既存職員のシフト）（平成 26 年度）

#### 中期目標達成に向けた次年度以降の見直し

平成 25 年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制の見直しを図る。

#### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## (2) 人材の活用

### 中期目標

職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

### 中期計画

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

### 年度計画

- ① 安全指導業務、被害者援護業務に必要な人材として、産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行うとともに、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 安全指導業務や被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図ることとした。
- 2) 専門的知見を有する者や即戦力となる経験者等を採用し、職員の資質向上を図ることとした。
- 3) 平成19年11月より全職員を対象に能力・実績評価制度を導入したことから、引き続き、適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図ることとした。
- 4) 研修の充実を図り、職員の資質向上を図ることとした。

### 当該年度における取組み

- 1) 平成25年度において新たに35人が産業カウンセラー資格を取得した。  
産業カウンセラー資格を取得した職員は、主管支所等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。  
また、ホームヘルパーの資格においても、新たに15人が資格を取得し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。
- 2) 社会福祉主事任用資格を有する者1人、作業療法士の資格を有する者1人及び産業カウンセラー資格を有する者3人の経験者採用を行い、即戦力として活用した。
- 3) 引き続き勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。
- 4) 職員の資質向上を図るため、以下の研修を実施した。
  - ①業務別専門研修の実施
    - ア 指導講習業務における講師の育成強化
      - ・ 第一種講師に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を40人に受講させた。

- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師<sup>※1</sup>を育成するため、33人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。
- ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK<sup>※2</sup>の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を30人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：(基礎、一般)講習の全てについて講義できる講師

※2 ASK：(NPO)アルコール薬物問題全国市民協会の略称

#### イ 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー<sup>※3</sup>を養成するため、34人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー<sup>※4</sup>191人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者(産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者)

※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者(第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者)

#### ウ 安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 安全マネジメント業務を新たに担当する職員34人に対して、安全マネジメントに関する基礎知識の習得等を目的とした研修を実施するとともに、安全マネジメント関係講習会の講師として指名を受けている職員52人に対して、安全マネジメントに関する最新の知識の習得及び技能向上等を目的とした研修を実施した。
- ・ 安全マネジメント業務のうちコンサルティングを新たに担当する職員33人に対して、アドバイザー<sup>※5</sup>資格を習得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施し、コンサルティング手法の習得を図った。また、アドバイザー35人(うち、コンサルタント<sup>※6</sup>9人)に対して、資質向上を図るためのアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。

※5 アドバイザー：コンサルティング業務を担当する者(アドバイザー・資格取得研修終了後、支所長により指定された者)

※6 コンサルタント：コンサルティング業務を担当する者のうち、アドバイザーとしてコンサルティング業務に必要な力量を有し、当該主管支所管内のアドバイザーの指導・監督を適切に実施することができる者(一定の要件に該当する者から理事長が指名する。)

- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を担当する安全評価員<sup>※7</sup>を育成するため、安全評価員候補者13人に対して、運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修を実施し、評価に係る最新の情報、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図った。

また、安全評価員6人に対して評価実施時のOJT<sup>※8</sup>により、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の維持・向上を図った。

※7 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者(資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者)

※8 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

#### エ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

- ・ 被害者心理の理解

被害者援護業務のみならず、安全指導業務、安全情報提供業務についても被害者援護の観点から職員のモチベーションを高めるため、被害者の心理を学ぶことはNASVA職員においては必須と言えることから、平成25年度からは採用職員研修において臨床心理士による講義と交通遺児の保護者による講話を実施したほか、家庭相談員研修においても臨床心理士による被害者心理を理解するための講義の時間を設けた。

・専門研修の対象拡大

各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、これまで事故対策事業推進員のみを対象としていた債権管理に係る研修について、対象者を職員、非常勤等に拡大して実施し、専門知識の共有を図った。

オ ISOコンサルタントの養成

- ・ ISO コンサルティング業務を担当する ISO コンサルタント<sup>※9</sup>を育成するため、ISO コンサルタント候補者の5人に対して、平成 25 年 1 1 月から 1 2 月にかけて外部研修機関が開催する ISO 9001 基礎研修及び ISO 9001 審査員補研修を受講させるとともに本部で ISO 39001 解説研修を実施した。外部研修と内部研修の受講を通じて、ISO の基本的な考え方及び ISO 審査の実務の理解並びに ISO 39001 規格の要求事項の詳細と ISO コンサルティング業務に関する知識の習得を図り ISO コンサルタントを養成した。

※9 ISO コンサルタント：ISO コンサルティングを行う者（資格要件：外部登録機関に ISO 9001 審査員補として登録され、かつ、内部研修を修了後に理事長が指名した者）

カ 会計事務の基礎知識等の養成

- ・ 各主管支所及び支所の経理事務担当職員 25 人に対して、会計事務及び財務・会計システム研修を実施し、不正行為防止の心構えや会計事務の基礎知識及び会計システムの基本的な操作方法等の習得を図った。

②階層別研修の実施

新規採用職員研修、中堅職員（チーフ級及びアシスタントマネージャー級）、新任マネージャーに対する階層別研修を実施し、質的向上を図った。



【採用職員研修】



【新任マネージャー研修】

**中期目標達成に向けた次年度以降の見通し**

- NASVA人材育成方針を策定・周知し、人材育成の取組みの方向性、研修体系及びキャリアパス等を明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させ、より一層職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進する。
- NASVA人材育成方針に基づき、被害者援護業務及び安全指導業務に必要な人材を育成するため、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー 2 級）及び産業カウンセラー等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、勤務評価を適切に運用すること等により、人材の有効活用を図る。
- NASVA人材育成方針に基づき、各年度の研修計画を確実に実施するとともに、被害者援護業務や安全指導業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行う。

**その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

被害者援護業務と安全指導業務との連携を推進する観点から、主管マネージャー（適性診断担当）会議において、被害者援護業務の現在の取組み等について被害者援護担当職員による講義を取り入れた。



【被害者援護業務担当職員による講義風景】

### (3) 業務の運営の効率化

#### ① 安全指導業務

##### 中期目標

安全指導業務におけるITの活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。

##### 中期計画

ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ60%以上とします。また、契約事業者<sup>(注1)</sup>及び貸出機器<sup>(注2)</sup>による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

##### 年度計画

指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることによりそれぞれ45%以上とします。

また、契約事業者<sup>(注1)</sup>及び貸出機器<sup>(注2)</sup>による一般診断の利用促進を図るため、契約事業者に対する働きかけや講習会等での貸出機器の周知を行い、支所以外での受診者の割合を47%以上とします。

民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。

(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

#### 年度計画における目標値設定の考え方

- 1) インターネット予約の利用率を45%以上とするため、指導講習・適性診断に係る受講者・受診者の利便性向上を図ることとした。
- 2) 支所以外での一般診断の受診者の割合を47%以上とするため、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図ることとした。
- 3) 上記取組を通じて、受付業務等の効率化を図ることとした。



**実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）**

1) インターネット予約の促進

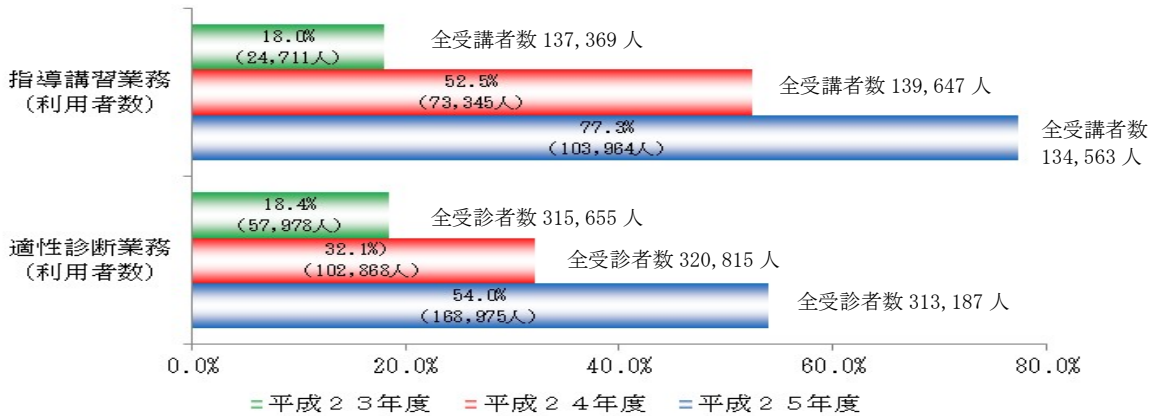
インターネット予約率45%以上を達成するため、運行管理者指導講習会開催時にインターネット予約の広報をし、予約方法や利便性について説明を行った。

利便性の説明については、「インターネット予約利用者は、予約受付開始を1ヶ月以上早くできる」などインセンティブがある点を強調した。

また、指導講習・適性診断の電話による予約を受けた際には、インターネット予約の利便性について説明を行い、実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要なID/パスワードをお知らせするなどの対応をした。

以上の取組みにより、インターネット予約率は、指導講習で77.3%(前年度52.5%)、適性診断で54.0%(前年度32.1%)となった。

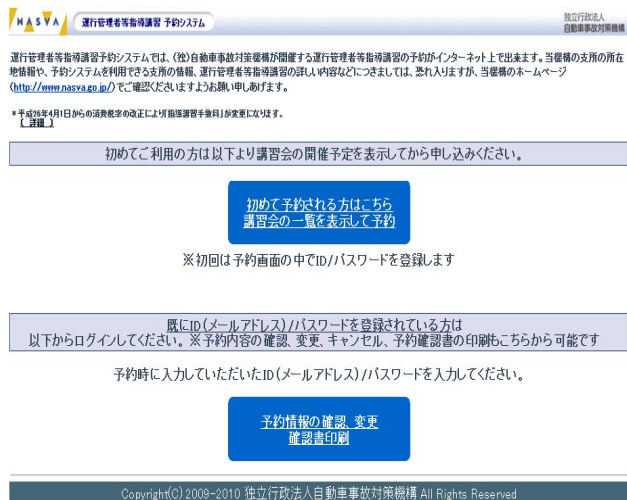
インターネット予約の利用状況



\* 全受講者数：基礎講習、一般講習の合計  
 \* 全受講者数：一般診断、初任診断、適性診断の支所内受診の合計



【ホームページのトップページ中央にインターネット予約のバナーを置き利用しやすくした】



【「講習の予約はこちらから」をクリックすると「指導講習予約システム」の画面に行くように設定】

## 2) 支所以外での一般診断受診の促進

支所以外での一般診断受診者の割合47%以上を達成するため、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図った。

契約事業者に対しては、i-NATS（NASVAのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報提供を行った。

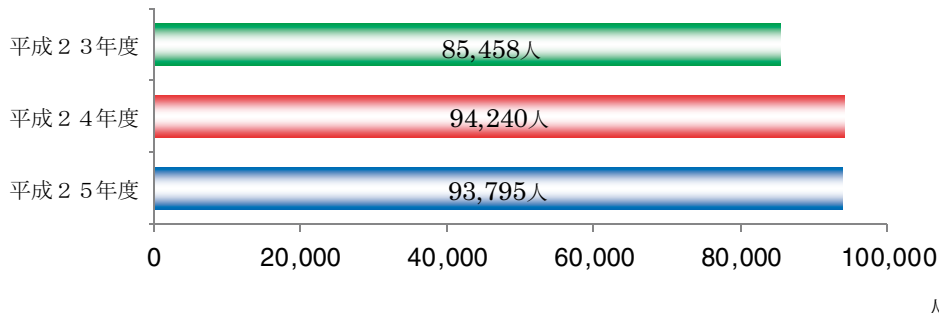
- ◎ 自社において24時間いつでも適性診断が受診できること。
- ◎ 過去の適性診断の受診状況についての情報を提供し、繰り返し受診が事故防止により効果的であること。

これらの情報提供により契約事業者のi-NATSの利用促進が図られた。

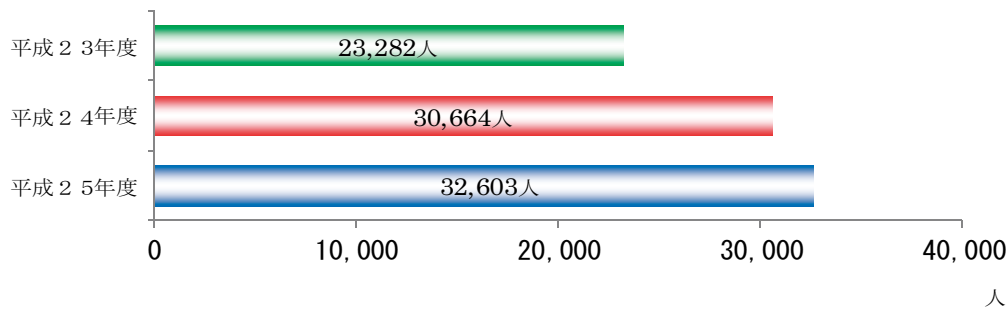
貸出機器については、講習会等において受講者に対し、貸出機器の利用により契約事業者と同等の利便性が得られること等を広報したことにより貸出機器の利用が増加した。

この結果、支所以外での一般診断の受診者の割合は、49.9%（前年度47.4%）となった。

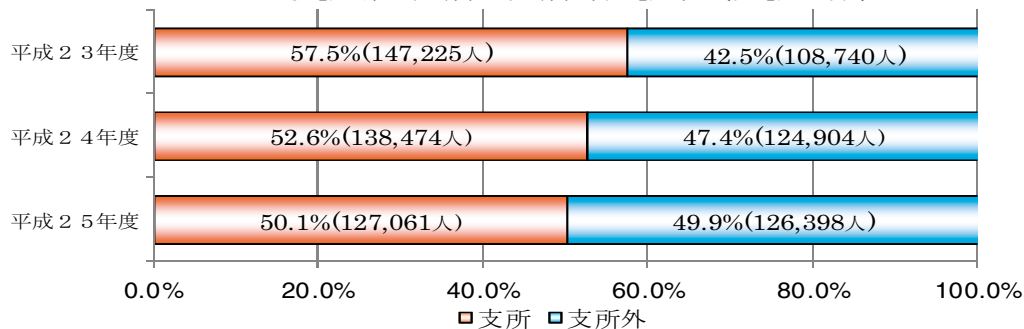
### 契約事業者受診者数



### 貸出機器受診者数



### 一般診断の支所・支所外受診率（受診者数）





3) 指導講習及び適性診断におけるインターネット予約率並びに支所以外での一般診断受診率が向上したことにより、指導講習及び適性診断における電話予約対応等の時間が減少した。  
また、インターネット予約率が向上したことため、職員による受講者・受診者データの入力作業が軽減され、受付業務等の省力化による支所業務の効率化がなされた。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## ② 療護施設

### 中期目標

- ア 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。

### 中期計画

- ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース<sup>(注3)</sup>による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。  
(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

### 年度計画

- ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、引き続きタスクフォース<sup>(注3)</sup>による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。  
(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- イ 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、コスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めます。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 医療水準、コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。
- 2) 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、コスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めることとした。
- 3) 地域医療機関との連携を図り、年間10,000件程度の高度先進医療機器の検査を受託することとした。

### 当該年度における取組み

- 1) 平成25年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

## タスクフォースによる外部評価結果

### 1. 療護センター事業

#### (1) 運営経費の節減に対する取組み

運営経費（委託費）については、前年度と比較して116百万円（5.2%）の減少となった。これは、前年度と比較して、収入が133百万円減少したものの、支出についても249百万円減少したことによるものである。

収入に関しては、各療護センターにおける入院患者数が減少したことに伴い、医業収入全体で134百万円の減となった。他方、外部検査収入では、前年度比0.5%増の1百万円の増収となり、この結果、収入額は2,264百万円で、前年度より133百万円の減となっている。

支出に関しては、職員の退職等による人件費の増加等があったものの、施設管理に係る委託費を本部契約としたことによる減、医薬品等購入費の減及び備品費等の物件費を削減するなど各療護センターの節減努力などにより、支出額は4,400百万円で、前年度より249百万円の減となった。

入院患者の減少による減収については、広報活動の一層の推進に努めるとともに、入院要件のあり方を含めた改善策の検討が必要である。また、人件費が増加する傾向にある点については、今後大きな課題となることから、基本的な看護体制を確保する一方、効率的かつ効果的な実施体制のあり方について、改めて検討する必要がある。

#### (2) サービス水準の向上に対する取組み

脱却による退院患者数は、目標の19人を大きく上回る30人であり、優れた実績を上げたものと認められる。また、治療改善効果分析を行った結果、脱却に至らない場合においても、重症度に応じて相当の治療改善効果が得られるなど、治療・看護におけるサービス水準の向上が認められ、評価できる。

他方、各療護センター等のメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する様々な相談・案内などの支援業務は10,911件で、前年度比7.7%の増、在宅の重度後遺障害者及び介護を行う家族が療護センターの施設を活用し成果を受益する上で有効と認められる短期入院の受け入れは1,314人日で、前年度比13%の増と、いずれも積極的に取り組んでおり、評価できる。

また、在宅介護への応用も期待される新看護プログラムについては、引き続き試行を継続するとともに、新たに策定した新看護プログラム評価基準に基づいた効果の検証と実施方法の検討を行い、療護施設看護の一環として、新看護プログラムの全部又は一部の導入を決定するなど、積極的な取り組みが行われており、評価できる。

広報活動については、各療護施設の職員に加え、NASVA 本部並びに各主管支所及び支所の職員との連携により、病院、損保会社、被害者団体等への働き掛けを強めた取り組みを行うなど、努力が認められる。

地域医療への貢献として、学会発表件数は、目標の31件を超える33件の研究成果の発表を行い、高度先進医療機器の外部検査の受託件数は、周辺病院にも整備されている影響を受けながら、目標を13.4%上回る11,335件を受託し、いずれも努力が認められる。

委託病床の拡充については、近畿地区は平成25年1月4日に8床により開設した泉大津市立病院（大阪府泉大津市）が、4月1日から16床への増床を行い、5月末に満床となるなど、着実に推進しており、評価できる。

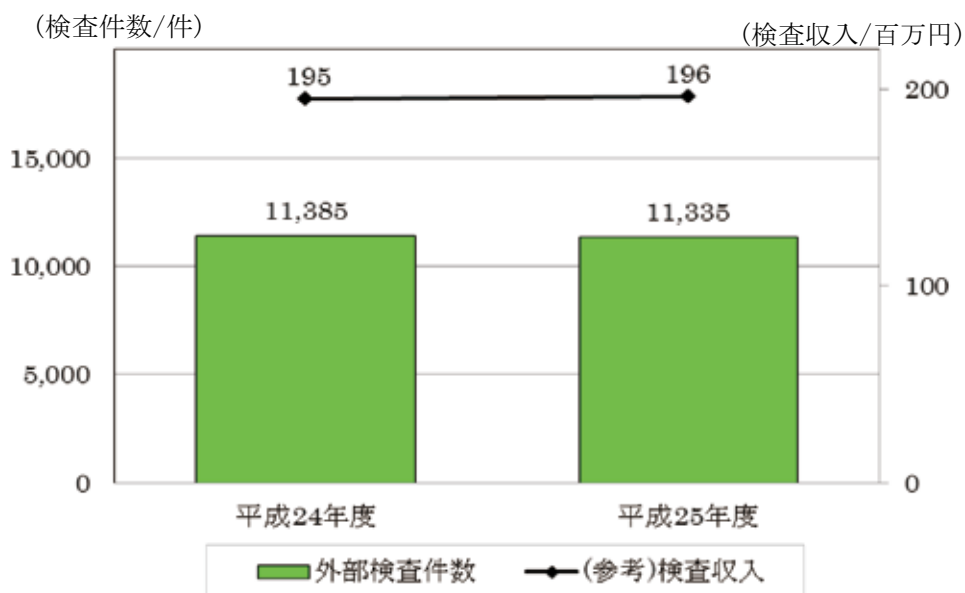
一方、関東西部地区については、引き続き調査を実施しているが、希望病院が現れない状況である。委託先病院の選定に向けた方策を再度検討の上選定を行うことが必要である。

2) 療護センターの運営委託費のコスト要因については、各療護センターの財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益及び診療行為に関する分析等を行った。また、委託病床については、委託先病院における委託病床に係る収支状況について、個別の調査を実施した。運営委託費の主な増減理由としては、入院患者の減少による収入の減少、委託先病院の給与改定等に伴う人件費の増加、施設管理に係る委託費を本部契約としたことによる支出の減少、入院患者数減による医薬品等購入費の減少等があるが、個別の支出についてその都度検討を行い、引き続きコスト削減に努めている。

また、センター長等会議において、必要な医療水準を維持しつつ、収入の確保及び経費の縮減に取り組むよう要請した。

3) 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、11,335件（対前年度比50件、0.4%の減）の外部検査を受託し、1億9,643万円（対前年度比115万円、0.6%の増）の収入を得た。

高度先進医療機器の外部検査実績



#### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。
- 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成25年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつも、情勢変化に対応した業務の見直しにより、コスト削減に努める。
- 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすと同時に自己収入の確保を図る。

#### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### ③ 交通遺児等への生活資金の貸付

#### 中期目標

- ア 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。
- イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。
- ウ このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。
  - (i) 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握
  - (ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底
  - (iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化
  - (iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。

#### 中期計画

- ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。
- ウ 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。

#### 年度計画

- ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。
- ウ 貸付制度の周知を徹底するとともに、債権管理目標を設定し、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。
- エ また、貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握について平成24年度に実施した調査の結果に基づき、検討会を開催し、効果的かつ効率的な支援のあり方について検討します。

#### 年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行い、債権回収率を90%以上確保することとした。
- 2) 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表することとした。
- 3) 貸付制度の周知についてはこれまでも取り組んできたところであるが、更に制度を必要とされている方に認知されるよう、周知を徹底することとした。
- 4) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化のため、債権管理目標を設定し取り組むこととした。

5) 貸付については近年減少傾向にあることから、減少の要因及び貸付需要の分析を行うとともに、債権管理・回収コストについて、他の制度と比較するなどにより要因を分析し、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討することとした。

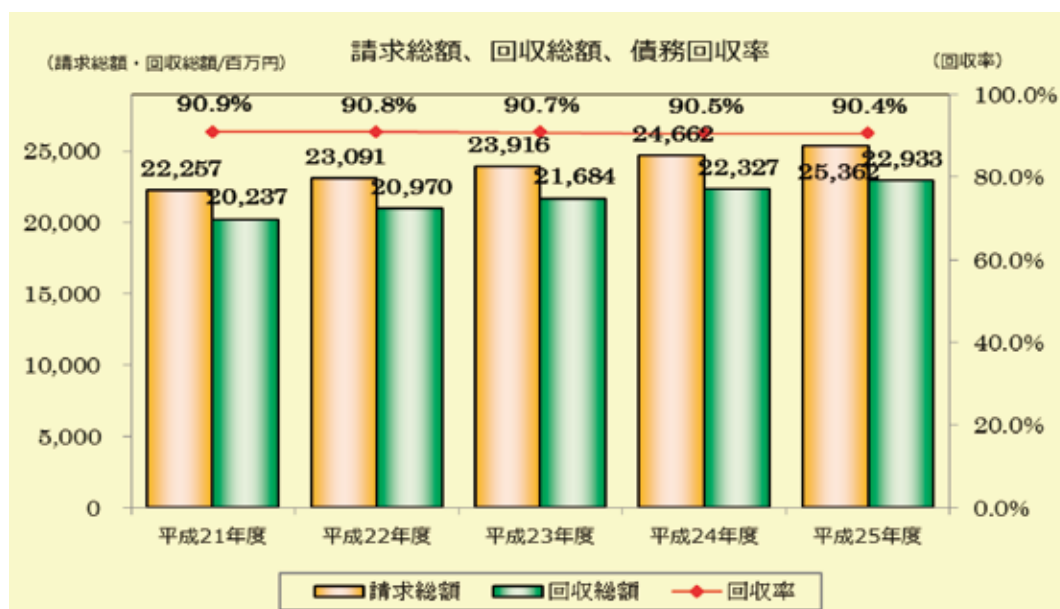
### 1) 債権回収実績

#### 債権回収率

回収予定額 (A) ※1	回収額 (B) ※2	回収率 (B÷A)
25,362百万円	22,933百万円	90.4%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている

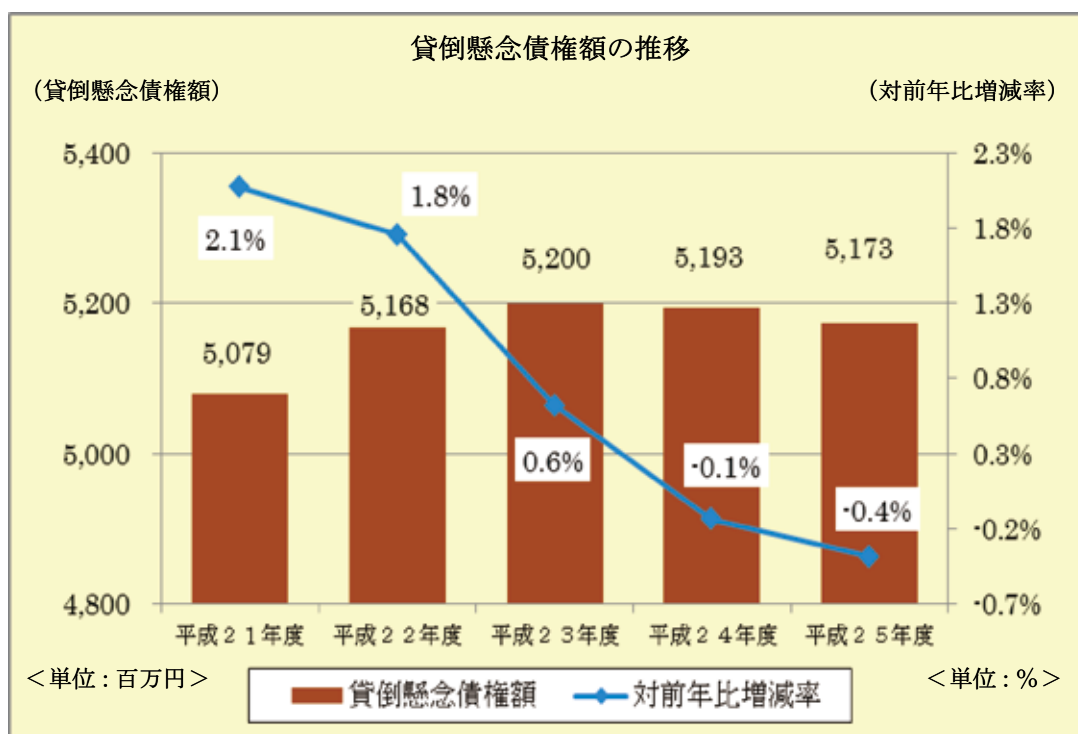


### ○ 効果的な債権回収の取組み

#### (1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理

貸付の趣旨が、元々生活状況が困窮している子どもを対象に、生活資金の貸付により健全育成を支援する点にあることから、強制的な手段よりも、返済しやすい環境を整え、折衝の機会を確保の上、利用者の生活状況を迅速に把握し、延滞金の加算により利用者の弁済意思が減退しないよう債権管理を行う必要があることから、債権管理規程に基づき債権を分類して、早期折衝に取り組んだ結果、平成25年度は、一般債権から貸倒懸念債権に分類換えされた債権が減少したことにより、昨年に続き、貸倒懸念債権額が減少(次ページのグラフ参照)するなどの効果が現れ、債権回収率90.4%を確保した。





(2) 「友の会」活動を通じた交通遺児等の健全育成と債権の適正な管理

交通遺児等への貸付は、自動車事故被害を起因として生活状況が困窮している子どもを対象に、生活資金の貸付による財政的支援を通じて健全育成を支援することを目的としている。一方、精神的支援として推進している「友の会」活動が、会員とNASVAとの結びつきを深めるとともに、他に同じ境遇の者がいること等による会員相互の連帯感が高まることにより、貸付金の返還が次の交通遺児等育成の原資として支援につながることへの理解を深めるきっかけとなっており、債権の適正な管理の面で効果を発揮している。

さらに貸付期間終了後も「友の会」会員として、また、会員資格を喪失した後も、債権管理期間中に適宜折衝の機会を設け、生活状況を確認しており、担当者には債務者ではなく元「友の会」会員として接するよう指導し、信頼感の確保に配慮していることから、回収率の高水準維持を可能としている。

2) 貸付債権の適切な評価及び公表

債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表した。

**貸付債権の評価**

(単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	評価率 (b)	評価額 (a×b)
一般債権	4,400,559	99.8%	4,391,758
貸倒懸念債権	5,173,330	56.1%	2,902,238
破産更生債権等	333,247	0.0%	0
合計	9,907,136	73.6%	7,293,996

## 貸倒引当金

(単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	評価率 (b)	貸倒引当金 (a×b)
一般債権	4,400,559	0.2%	8,801
貸倒懸念債権	5,173,330	43.9%	2,271,092
破産更生債権等	333,247	100.0%	333,247
合計	9,907,136	26.4%	2,613,140

※貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理している。

### 3) 貸付制度の周知徹底

貸付制度の周知については、これまでも損害保険会社、警察、社会福祉協議会等へのリーフレットの配布、市町村の広報誌掲載について働きかけを行ってきた。昨年度からは内閣府主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会（東京、福岡、仙台で開催）に参画の上、被害者援護業務及び貸付制度の説明並びに制度周知に関する協力依頼を行っているところであり、平成25年度においては、和歌山及び三重で開催したほか、新たに以下の取組みを行った。

#### ・内閣府主催「自助グループ運営・連絡会議」への参加

平成25年11月18、19日に東京都で開催された、交通事故遺族を主とした自助グループ運営者による標記会議に貸付利用経験者である家庭相談員を参加させ意見陳述してもらったほか、主催者の配慮により特別に時間を設けていただき、NASVAの貸付制度について周知を行った。

#### ・内閣府主催「交通事故で家族を亡くした子どもの支援」に関するシンポジウム（東京）」への参加

平成26年1月11日に東京都で開催された、交通事故遺族、遺児等による標記シンポジウムに「友の会」OGにパネラーとして参加してもらい、交通遺児としての心情、交通遺児等に対して必要な支援について発言していただいたほか、ロビーにおいて広報物の配布を行った。



パネルディスカッションの様子



パネラーとして参加した友の会OG



当日配布した広報物

○25年度は、一般向け周知活動として、以下の取組みを行った。

・『ナスバギャラリー in 東京』の開催

5月27日から6月2日まで東京メトロ銀座線三越前駅（東京都中央区日本橋）、同日比谷線銀座駅（東京都中央区銀座）構内において、交通遺児等による絵画コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者が創作された作品を展示した。

期間中、約2万5千人の方にご覧いただき、介護料受給者（自動車事故により重度後遺障害を負った方）、交通遺児等（保護者が自動車事故により死亡又は重度後遺障害を負った児童）の支援について情報発信することができ、来場者からはNASVAの援護制度に共感する声が多く寄せられた。



日本橋会場

銀座会場



展示作品



（友の会コンテスト優秀作品）



（重度後遺障害者の作品）

・『東京モーターショー2013』における被害者援護業務の展示

11月22日から12月1日まで開催された第43回東京モーターショー（来場者数：902,800人）において、NASVA展示ブース内に被害者援護業務紹介コーナーを設け、友の会コンテスト優秀作品、重度後遺障害者による創作作品、交通遺児等の作文を展示した。

期間中、ヒアリング、アンケートを行ったところ、被害者援護制度の必要性について理解を示す意見を多数いただいた。



#### 4) 債権管理・回収の強化

早期の折衝を柱に債権管理・回収を一層強化し、一般債権で延滞が6か月以上1年未満の債務者のうち、79.5%との折衝を実現した。この取組みにより、平成25年度は昨年度に引き続き貸倒懸念債権額が前年度に比べ減少した。

#### 5) 貸付の減少要因の分析及び需要の把握、債権管理・回収コスト要因の分析

国土交通省、(公財)交通遺児等育成基金、NASVAからなる検討会において、以下のとおり検討の上、とりまとめを行った。

##### <開催状況>

第1回：平成25年10月29日

審議の方向性、貸付・債権管理に係る状況及び各種調査結果について

第2回：平成25年12月3日

(公財)交通遺児等育成基金の業務及びNASVAとの連携、貸付業務の今後のあり方について

第3回：平成26年2月25日

「NASVA交通遺児等貸付の今後のあり方について」とりまとめについて

##### <とりまとめ概要>

##### ① 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握

貸付の減少要因は、死亡事故件数の減少、個人情報保護法施行による情報入手困難のほか、利用者のニーズ変化もある。需要はゼロではなく、貸付金額の選択制導入等の利用者ニーズへの対応、重度後遺障害者家庭などへの周知により需要拡大の可能性もある(貸付金額の選択制導入については、平成26年度中に規程の改正、システムの改修等環境の整備を行い、平成27年度からの実施を予定。)

##### ② 貸付を必要とする者への制度の周知徹底

情報提供者(警察、被害者支援センター、病院、市町村)向け周知、展示会等を通じた一般向け周知の必要がある。また、友の会活動の充実による需要喚起も進める必要がある。

##### ③ 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化

債権管理については、コンビニを活用した返還の導入による収納等利便性向上、引き続き業務実施基準を設定し折衝機会を確保することにより債権回収強化を図るとともに、弾力的な債権管理により返還の継続を確保する必要がある。

##### ④ 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減

債権管理コストの適正算出、嘱託費コスト削減のための事故対策事業推進員の適正配置などを推進する。

また、26年度も検討委員会を開催し、必要事項について引き続き検討する。

#### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行い、債権回収率を90%以上確保する。
- 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な

引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。

- 貸付制度の周知を徹底するとともに、平成26年度にコンビニを活用した返還金収納を開始し、利便性の向上による債権管理・回収のより一層の強化を図るとともに、導入効果を検証する。また、引き続き業務実施基準を設定し、折衝機会を確保することにより債権回収強化を図る。
- 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握について平成24年度に実施した調査の結果に基づき、25年度に行った検討会を26年度も開催し、必要事項について引き続き検討する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

#### ④ 業務全般

##### 中期目標

ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。

イ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

##### 中期計画

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。

ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

##### 年度計画

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成24年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成24年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で10%以上削減します。

ウ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の推進による競争性等の確保についての点検・見直しを受け公表した「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基づき、平成24年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図ります。

#### 年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.102参照）における効率化係数（一般管理費0.97/年、業務経費0.98/年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の3%、業務経費については対前年度予算の2%に相当する額を削減することとした。
- 2) 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保



等契約の点検・見直しを受けることにより、競争性及び透明性の確保を図ることとした。

### 当該年度における取組み

1) 一般管理費（特殊要因等を除く）及び業務経費（特殊要因等を除く）については、以下の削減を行った。

○ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲3%削減）を上回る経費削減（▲8.4%）を達成した。

一般管理費（特殊要因等を除く）の平成25年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲ 14 百万円	▲ 40 百万円	▲ 8.4 %
削減目標額 ▲ 14 百万円 = 前年度予算額 472 百万円 × 削減目標率 ▲ 3 %	削減実績額 ▲ 40 百万円 = 平成 25 年度決算額 433 百万円 - 前年度予算額 472 百万円	対前年度予算比 ▲ 8.4 % = 削減実績額 ▲ 40 百万円 ÷ 前年度予算額 472 百万円

(参 考)

平成25年度一般管理費（人件費を除く）予算・決算額 (単位：百万円)

区 分	基 準 (平成24年度 予 算 額) (A)	平成25年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	472	464	433	▲ 9	▲ 40	31
特殊要因等経費	542	536	543	▲ 6	1	▲ 7
合 計	1,014	1,000	976	▲ 14	▲ 38	24

(注1) 基準（平成24年度予算額）については、平成25年度に効率化対象経費と特殊要因等経費の相互に経費の振替えがあったことから、平成24年度業務実績報告書に計上した平成24年度予算額に次のとおり修正を加えている。

- ① 効率化対象経費については、特殊要因等経費となった「事務所清掃料等」を減額し、効率化対象経費となった「事務所借料（移転等未完了支所分）」を増額する。
- ② 特殊要因等経費については、特殊要因等経費となった「事務所清掃料等」を増額し、効率化対象経費となった「事務所借料（移転等未完了支所分）」を減額する。

(注2) 平成25年度特殊要因等経費 … 公租公課、事務所借料（移転等完了支所分）、事務所清掃料等

(注3) 単位未満四捨五入のため、額が一致しない場合がある。

○ 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取り組み、年度計画（前年度予算に対し▲2%削減）を上回る経費削減（▲2.2%）を達成した。

業務経費（特殊要因等を除く）の平成25年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲ 63 百万円	▲ 69 百万円	▲ 2.2 %
削減目標額 ▲ 63 百万円 = 前年度予算額 3,158 百万円 × 削減目標率 ▲ 2 %	削減実績額 ▲ 69 百万円 = 平成 25 年度決算額 3,089 百万円 - 前年度予算額 3,158 百万円	対前年度予算比 ▲ 2.2% = 削減実績額 ▲ 69 百万円 ÷ 前年度予算額 3,158 百万円

(参 考)

平成25年度業務経費（介護料を除く）予算・決算額

(単位：百万円)

区 分	基 準 (平成24年度 予 算 額) (A)	平成25年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	3,158	3,095	3,089	▲ 63	▲ 69	6
特殊要因等経費	1,408	1,545	1,507	137	100	37
合 計	4,566	4,639	4,596	74	31	43

(注1) 基準（平成24年度予算額）については、平成25年度に効率化対象経費と特殊要因等経費の相互に経費の振替えがあったことから、平成24年度業務実績報告書に計上した平成24年度予算額に次のとおり修正を加えている。

- ① 効率化対象経費については、特殊要因等経費となった「医療機器維持費等」を減額し、効率化対象経費となった「一般病院への委託経費（北海道・九州）」を増額する。
- ② 特殊要因等経費については、特殊要因等経費となった「医療機器維持費等」を増額し、効率化対象経費となった「一般病院への委託経費（北海道・九州）」を減額する。

(注2) 平成25年度特殊要因等経費 … 公租公課、一般病院への委託経費（近畿・関東西部）、医療機器維持費等

(注3) 単位未満四捨五入のため、額が一致しない場合がある。

(参 考)

## 経 費 削 減 方 策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図るとともに、次のような削減方策を実施

1. 既定経費の徹底した見直し
2. 一般競争入札の推進（契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。）
3. 予定価格の適正な設定
4. 随意契約の適正な運用
5. 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
6. 事務用品の一括購入の推進（本部及び主管支所）
7. 出張旅費の効率化（割引航空運賃制度やパック商品の積極的活用等）
8. 光熱水料の削減（冷暖房の適正温度の徹底等）
9. 事務所賃料の見直し（事務所周辺の不動産情報入手し、交渉を積極的に行う。）

2) 契約については、以下の取組を行った。

### ○ 契約件数及び契約金額の状況

#### ①一般競争入札の状況

平成25年度においても、一般競争入札を推進した結果、契約金額については、随意契約見直し計画（平成19年12月策定）における基準年度である平成18年度実績と比較し、0.3億円減少した。入札件数については平成18年度の実績35件に比べ、55件と大幅に増加（20件増）した。

#### ②競争性のある随意契約（企画競争、公募）の状況

平成25年度においても、企画競争に加えて公募を推進したことにより、競争性のある随意契約については、契約件数で平成18年度実績14件に比べ、28件と増加（14件増）し、契約金額では、平成18年度実績1.4億円に比べ、4.6億円と増加（3.2億円増）した。

#### ③競争性のない随意契約

平成25年度においても、一般競争入札を推進し、公募の導入等契約方法を見直した結果、契約件数で平成18年度実績143件に比べ、80件と大幅に減少（63件減）し、契約金額では平成18年度実績36.9億円に比べ、32.9億円と減少（4億円減）した。

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	
一般競争入札等	一般競争入札	35	11.8	49	10.5	80	11.8	78	9.9	93	10.0	61	10.8	56	7.7	55	11.5
	うち総合評価入札方式	1	8.2	4	4.2	2	2.6	2	5.2	4	3.8	4	4.1	6	3.1	2	0.3
	競争性のある随意契約(企画競争、公募)	14	1.4	17	1.4	34	7.0	33	6.1	32	6.1	30	4.3	28	6.2	28	4.6
競争性のない随意契約	143	36.9	111	34.1	89	30.6	86	29.5	86	29.0	78	30.2	80	32.4	80	32.9	
合 計	192	50.1	177	46.0	203	49.5	197	45.5	211	45.1	169	45.3	164	46.3	163	49.0	

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

- 情報公開の充実  
 随意契約の見直しとして「平成19～25年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」及び「平成20～25年度に締結した競争性のない随意契約に係る契約情報」、また、平成25年度一般競争落札結果・随意契約、公益法人への支出状況等についてホームページに掲載し情報公開の充実を図った。
  
- 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて  
 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」（平成21年12月15日付理事長達（経理）第23号）により、平成24年度に締結した一般競争入札56件（うち1者応札・1者応募11件）、競争性のある随意契約（企画競争、公募）28件、競争性のない随意契約80件のそれぞれについて点検・見直しを行い、議事録等をホームページに掲載し公表した。
  
- 個々の契約における監事等のチェックについて
  - ① 監事等のチェックプロセスの状況  
 監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行っている。  
 平成25年度においては、監事監査については本部ほか19支所（5主管支所及び14支所）、会計監査人については本部ほか3主管支所の監査を実施している。  
 なお、監事による監査は、本部は毎年、主管支所は原則2年に1回、支所は原則3年に1回行われることとしており、会計監査人による監査は、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとしており、例年2～3主管支所において監査が行われている。  
 また、契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁文書を回覧する方法により、事前に監事のチェックを受けている。
  - ② 監事による具体的なチェック状況  
 監事による監査では、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ設置された「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」において、平成24年度の契約につきその透明性・公平性について厳格な見直しを行い、平成24年度は、「実施された契約については、真に随意契約とせざるを得ないものの精査及び競争入札の手法改善がなされており、契約監視委員会の意見に従い、一者応札の改善策等を講じていることが認められる。」として監査報告書に記載され、特段の指摘はなかった。
  - ③ 会計監査人による具体的なチェック状況  
 随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われた結果、特段の指摘はなかった。

#### 中期目標達成に向けた次年度以降の見直し

- 一般管理費及び業務経費（特殊要因等を除く）について、一般管理費については対前年度予算の3%、業務経費については対前年度予算の2%に相当する額を削減する。
- 引き続き、契約に関し国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性の確保等、契約の点検・見直しを受け公表した、「随意契約見直し計画」（平成22年6月）に基

づき、平成25年度に締結された契約について改善状況をフォローアップし、競争性及び透明性の確保を図る。

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 平成25年度の競争性のない随意契約80件の内訳

事務所賃貸借（本部及び50支所）	53件	532百万円
事務所清掃業務	4件	8百万円
再リース料	1件	6百万円
療護センター等運営委託費	8件	2,681百万円
自動車アセスメント試験車両購入	12件	58百万円
財務諸表官報掲載料	1件	2百万円
リース期間満了に伴う機器撤去	1件	2百万円

合 計 80件 3,289百万円

（注1）金額は、四捨五入のため、合計とは端数において一致しない場合がある。

（注2）事務所賃貸借契約について、東京主管支所は貸主が2社である。

○ 内部統制のための取組み

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

○ 契約手続の審査体制の整備状況

（1）契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

（2）監事及び会計監査人等の監査

監事及び会計監査人による契約に係る監査を実施しているほか、上記「内部統制のための取組み」による内部監査強化の一環として「契約方法について（随意契約の点検など）」を平成25年度監査の重点項目に掲げ、監査を実施した。

（3）予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、平成25年度においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

（4）総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に任命することとし、総合評価委員会においては、

① 評価項目及び得点配分の決定

② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定

を行っている。

なお、平成25年度においては、次期財務会計システムの構築・機器等導入及び保守管理、

支所において使用する自動車1台の2件について総合評価落札方式により調達している。

(5) 企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3人以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

- ① 提案者に求める内容等の妥当性
- ② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定
- ③ 提案書の特定
- ④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行っている。

なお、平成25年度においては、9件の企画競争を実施している。

(6) 審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

○ 1者応札・1者応募に係る改善方策について

平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、1者応札・1者応募となっている事例が散見されたことから、実質的な競争性を確保するため、以下の具体的な改善方策を進めている。

(1) 公告期間等の十分な確保

①公告期間

現在、公告期間については、原則10日間以上を確保しているが、入札参加のための準備期間を更に確保できるようにするため、公告期間をできる限り長く設定するよう努めている。

具体的には、入札参加の申請期限を公告日から原則として10日以上で設定することとし、また、入札説明を要する事案については、入札説明会の日を申請期限後に設定し、更に入札説明会から入札日まで原則として10日間をとることとし、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。

②業務準備期間

専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、入札から業務開始までの準備期間を①以上確保することが可能となるよう入札日の設定を行っている。

(2) 競争参加資格の緩和

一般競争に参加する者の資格は、現状では、国における競争参加者の資格を有する者としており、資格等級の制限を行っていないが、資格等級以外に参加資格要件を定める場合においても、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定している。

(3) 仕様書の見直し

仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載する。また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を1社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社としている。

(4) 入札説明会の開催等

一般競争入札の実施に当たっては、単純な物品購入等以外については、原則として入札説



明会を開催し、業務内容に対する入札参加希望者の理解度を高めている。また、入札参加希望者からの質問に対しては随時回答している。

(5) 公募の公告について

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となっていた可能性があることから、契約予定者名を入れないこととしている。

(6) 一者応札となった場合の検証

複数者の応募があったが結果として一者応札となった案件に関しては、辞退者に対して辞退の理由を確認し、今後の一者応札の対応策の参考としている。

○ 第三者に再委託している状況の把握

NASVA における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課しており、平成25年度においても、再委託のための書面が提出されたことはない。

### 中期目標

ウ 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### 中期計画

エ 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

### 年度計画

エ 内部統制については、業務運営方針の全役職員による共有化を徹底するとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、業務の改善を図ります。併せて、会計内部監査（平成23年度以降、強化した事項を含む）により、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行います。

また、監事監査において内部統制のモニタリングが実施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整えます。

さらに、情報共有のための機構内イントラネットの有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図ります。

オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するなど、適切なセキュリティ対策を推進します。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 業務運営方針の全役職員による共有化を徹底する。
- 2) 定期的に業務実績や課題を整理し、また、会計内部監査により業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行う。
- 3) 監事監査において内部統制のモニタリングが実施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整える。さらに、情報共有のための機構内イントラネットの有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図る。
- 4) 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等を踏まえ、適切なセキュリティ対策を推進する。

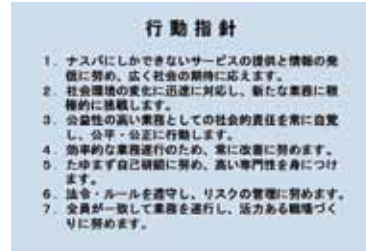
### 当該年度における取組み

- 1) 平成25年4月に策定した新たな業務運営方針（NASVAWAY2013）を冊子にまとめ、全役職員に配布し、共有化の徹底を図るとともに、全国支所長会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じて更なる周知を図った。また、当該業務運営方針を要約した「行動

指針」をパネルにして本部及び全支所に掲示し、当該「行動指針」をカードにして役職員全員に携帯させるとともに、全国支所長会議や各支所の会議等で行動指針の唱和を実施し、周知徹底を図った。



【行動指針カード（表面）】



【行動指針カード（裏面）】

2) 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握し、また、理事会終了後速やかに議事概要を作成し、理事会資料とともに本部職員をはじめ主管支所を通じて全職員に情報提供し、共有化を図るとともに、会計内部監査（23箇所）を実施した。

さらに、監事監査（20箇所）を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。

加えて、コンプライアンスの一層の推進を図る観点から、全役職員に「コンプライアンス実践マニュアル」を周知徹底するため、「コンプライアンス保持のための遵守事項等のチェック」を実施し、全役職員から当該チェック表を提出させて遵守状況を確認するとともに、コンプライアンス委員会を開催してコンプライアンス推進状況を報告した。

3) 業務運営上必要な情報は、適宜組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達するほか、支所からの情報も随時イントラネットに掲載することにより、本部・支所間、支所・支所間における情報共有を推進した。

4) 情報ネットワークの基幹サーバについて、外部からの脅威に対処するため、セキュリティの高い外部のインテリジェントビル内での運用を引き続き実施した。

5) 地震災害にかかる対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施した。また、防災週間（9月）において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等被害状況の報告訓練を実施した。

### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 業務運営方針の全役職員による共有化を徹底するとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、業務の改善を図る。併せて、会計内部監査により、業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行う。
- コンプライアンス委員会の定期的開催によりコンプライアンスの推進を図るとともに、組織全体のリスク管理を推進するため、主管支所・支所に対する業務指導的なチェック体制の再点検等について検討する。

- 監事監査において内部統制のモニタリングが実施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整える。
- 機構内イントラネットの更なる有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図り、効率かつ効果的に情報共有を図る。併せて、各業務間の効果的なフィードバックのあり方についても検討する。
- 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万善を期すなど、適切なセキュリティ対策を推進する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 安全指導業務等

#### 中期目標

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。

あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

#### 中期計画

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。

#### 年度計画

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。

また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、機構が開発した i-NATS（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援します。

加えて、前年度に民間団体等に対して実施した、民間参入の障壁となる要因分析等のための調査結果を踏まえ、参入の障壁となっている職員の養成及び診断機器・講習教材等に関する取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定します。

#### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施することとした。
- 2) さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、NASVAが開発した i-NATS（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援することとした。
- 3) 上記取組を通じ、民間参入促進に係る取組方策の策定を行う。

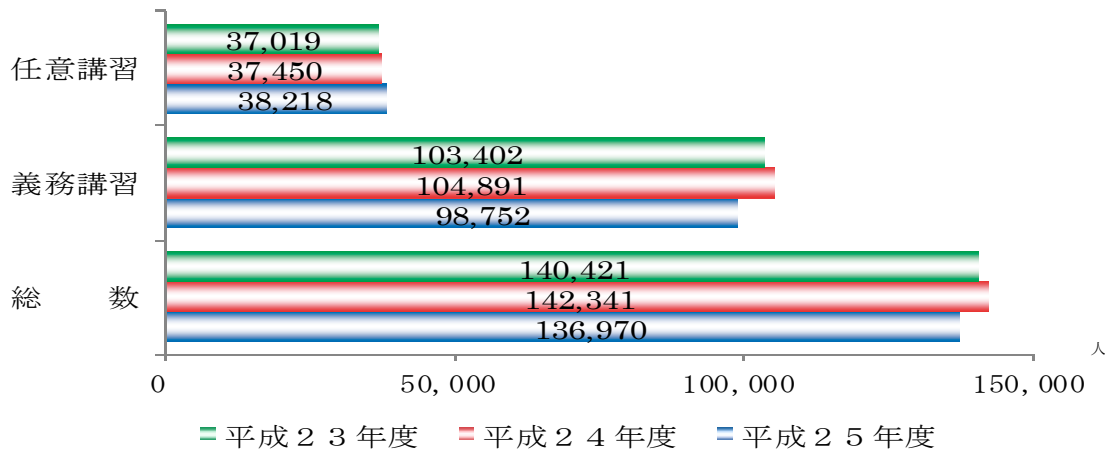
## 当該年度における取組み

### 1) 安全指導業務実績

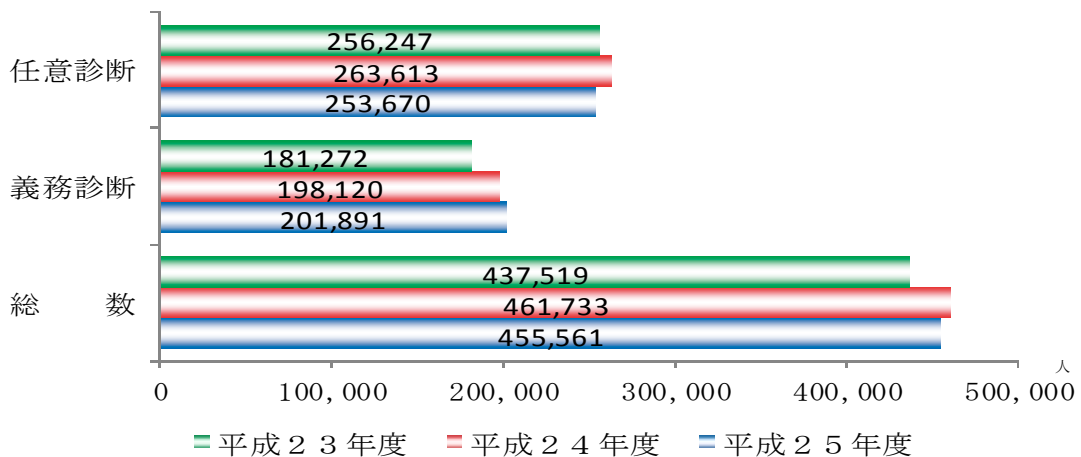
安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者の総数は、136,970人（前年度142,341人）、適性診断受診者の総数は、455,561人（前年度461,733人）となった。

NASVAが民間参入を促進したことにより指導講習及び適性診断業務の実績が減少した。

指導講習業務実績（各年度比較）



適性診断業務実績（各年度比較）



### 2) 民間参入希望団体等への認定取得支援

#### ① ホームページによる情報提供

「教育訓練の実施の案内」、「安全指導業務（適性診断及び指導講習）への民間参入の案内」、「参入に関するFAQ」についてNASVAホームページへの掲載を行い、民間参入に関する情報提供を行った。





**安全指導員参入のための具体的な取組**

**適性診断業務**

1. 第一種カウンセラー要件研修を実施しています。実地研修は義務診断（初任・更新・特定1・特定2等）の実施にあたり、カウンセラーが指導員研修を受けることとされており、そのためのカウンセラー研修が認定業務で定められています。第一種カウンセラーを担任するためには、通常のカウンセラー、交通心理士、主任交通心理士又は臨床心理士の資格を有する者であることが前提となっております。
2. 認定要件に定められている適性診断実施のためにNASVAが提供した診断システムを提供しています。
  - ※1 認定要件に定められている適性診断システムは、認定業務に必要と認められる場合に限り、認定業務に限り提供いたします。

**指導講習業務**

1. 第一種講習要件研修を実施しています。実地研修は指導講習（初任・更新・特定講習）の実施にあたり、必要は講師の担任が認定業務で定められており、第一種講習を担任するためには、適切な指導員研修の交付を受けている者で、講習の実施者が実施する研修を修了している者であることが前提となっております。
2. 認定要件に定められている指導講習実施のためにNASVAが提供したシステムを提供しています。
  - ※1 認定要件に定められている指導講習システムは、認定業務に必要と認められる場合に限り、認定業務に限り提供いたします。



【ホームページ掲載内容抜粋】

②認定取得に必要な要件研修の実施

民間参入希望団体等に対し、資格要件研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

第一種講師資格要件研修：4回開催し、延べ51者82人が参加

【適性診断】

第一種カウンセラー資格要件研修：2回開催し、延べ12者18名が参加



【第一種講師資格要件研修風景】

③指導講習テキスト：i-NATSの提供

指導講習の民間参入団体に対し、指導講習教材を19者に4,722冊頒布（基礎講習用教材2,651冊、一般講習用教材2,071冊）し、適性診断の民間参入団体27者に対し、i-NATS103台分のシステムを提供した。



【指導講習テキスト】

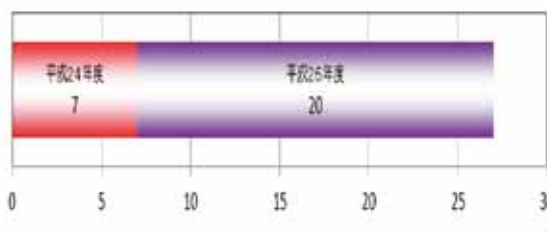


【i-NATS】

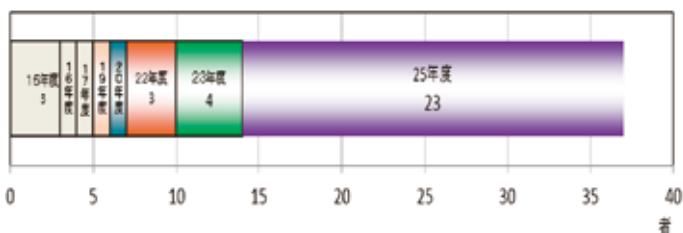
#### ④ 民間参入の状況

平成25年度において、指導講習20者、適性診断23者が国土交通省の認定を受けた。25年度末現在における認定団体の総数は、指導講習27者、適性診断で37者となっている（いずれもNASVAを除く）。

指導講習民間参入の状況（認定件数、NASVAを除く）



適性診断民間参入の状況（認定件数、NASVAを除く）



#### ⑤ 民間参入団体とのカウンセラー研修の実施

国土交通省が「認定要領」にて定めている「カウンセラー教育・訓練」を他の民間参入団体と合同にて実施した。

【参考：カウンセラー教育・訓練実施箇所】

仙台主管支所：1事業者3名

名古屋主管支所：1事業者1名

高松主管支所：1事業者3名

福岡主管支所：1事業者1名



【合同カウンセラー教育・訓練の様子】

#### 3) 民間参入促進に係る取組方策の策定

前年度に民間団体等に対して実施した、民間参入の障壁となる要因分析等のための調査結果を踏まえ、参入の障壁となっている職員の養成のための要件研修の実施、診断機器・講習教材の提供を推進してきた。

さらなる民間参入促進に係る取組方策については平成25年度末に国が作成した民間参入促進のための工程表に沿って、その取組の着実な実行を図ることとしている。

#### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき平成25年度末に国が作成した民間参入促進のための工程表に沿って、その取組の着実な実行を図ることとしている。

#### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### 中期目標

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。  
あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

### 中期計画

- ② 安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

### 年度計画

- ② 自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。  
また、前年度に行った適性診断票等の改善検討結果を基に、自動車運送事業者が適性診断結果を活用して運転者教育を効果的かつ容易に行えるよう、適性診断票等の改善を行います。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成25年度）について、4.0以上とします。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 指導講習においては、自動車運送事業に携わる運行管理者等に対し、運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改定を行うこととした。
- 2) 適性診断においては、運行管理者が運転者教育を効果的に行えるよう、診断票等の改善を行う。
- 3) 上記の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する評価度（5段階評価）の調査を行い、4.0以上の評価を得ることを目標とした。

### 当該年度における取組み

- 1) 指導講習教材の改訂等  
指導講習教材において、運行管理者等に最新の情報を提供するため、「貸切バスの事故発生を踏まえた事故防止の徹底」等を掲載するとともに、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」の通達等を講習受講者に情報提供した。
- 2) 適性診断票等の改善  
運行管理者等が適性診断を受診した運転者に対し、点呼時等に乗務員教育を行いやすいよう、コメントの表示・方法を改良した。

3) 安全対策への支援効果に関する評価度

講習受講者・診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.0以上の評価を得た。

【調査概要】

・調査期間：平成25年11月～平成26年3月

受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	4,380	4,250	515	2,824	2,000
回収件数	3,944	3,911	508	2,824	851
回収率	90.0%	92.0%	98.6%	100.0%	42.6%

○指導講習受講者の評価度

各種別の講習において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	基礎講習	一般講習	特別講習
4.53	4.40	4.44	4.74

基礎講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.40	3.98	4.41	3.68	4.36	4.28	4.73	4.68	4.54	4.55

一般講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.44	4.13	4.47	4.05	4.34	4.36	4.39	4.73	4.64	4.52	4.55

特別講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.74	4.58	4.78	4.38	4.69	4.72	4.54	4.93	4.84	4.77	4.87

○適性診断受診者の評価度

各種別の診断において、4.0以上の評価を得た。

総合 評価度	i-NATS の分 かり やす さ	適性診 断の的 確度	診断票 内 容の分 かり やす さ	事故防 止への 有用度	診断結 果の活 用度 (意向)	アトハイ ス・カソ ソク <sup>®</sup> の分 かり やす さ	職員 の 対 応	
全 体	4.40	4.02	4.41	4.38	4.35	4.63	4.51	4.64
一般診断	4.38	4.17	4.41	4.40	4.39	4.62	4.46	4.64
初任診断	4.41	4.03	4.43	4.45	4.30	4.67	4.54	4.60
適齢診断	4.36	3.48	4.42	4.18	4.37	4.61	4.39	4.71
特定診断	4.63	4.46	4.72	4.74	4.60	4.93	4.97	4.91

※一般診断には、カソソク<sup>®</sup>付き一般診断を含む。

○事業者の評価

各業態において、4.0以上の評価を得た。

総合 評価度	バス	ハイタク	トラック
4.29	4.31	4.31	4.24

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

近年の貸切バス等の事故を受け、運行管理者等の指導講習受講者に対し、交通事故被害者及び加害者の悲惨さを題材にした視聴覚教材を平成26年度の講習カリキュラムの中で上映するため準備した。

また、NASVAの介護料受給者の手記等を平成26年度版指導講習テキスト(平成25年度作成)に掲載している。

### 中期目標

② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

### 中期計画

④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。

### 年度計画

④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。

### 年度計画における目標設定の考え方

1) 自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図りつつ、安全マネジメント体制の構築、改善を支援するため、以下の事業を実施することとした。

- ・運輸安全マネジメント評価
- ・安全マネジメントコンサルティング
- ・安全マネジメント等に係る講師派遣
- ・安全マネジメント講習会の開催
- ・安全マネジメント支援ツール講習会の開催
- ・安全マネジメント内部監査講習会の開催
- ・本部において、大規模セミナーの開催

また、関係法令の改正等に応じた適時、適切な情報提供を行うために、講習テキストの改訂等を行うこととした。



## 当該年度における取組み

- 1) 安全マネジメント業務については、国の取組みと連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組みを実施した。

### ○ 運輸安全マネジメント評価事業

NASVA 運輸安全マネジメント評価事業は、自動車運送事業者自らが構築した安全管理体制等がシステムとして適切に機能しているかについて、安全評価員が経営トップをはじめとする経営管理部門に対するインタビュー、文書・記録の確認等を通じて、安全に関する取組の優れている点を評価し、また、改善の余地のある点を助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへのアドバイスを行うものである。平成25年度においては、全国で18事業者に対し評価を実施した。

評価を行う安全評価員を養成するため、平成25年度は新たに12人を国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」に参加させるとともに、安全評価員候補者13人に対し、NASVA 主催の「運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修」を受講させ、評価に係る最新の情報、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図り、要員の確保に努めた。

なお、現在選任されている安全評価員に対しては、実際の評価に参加させるなどOJTにより力量の維持・向上を図っている。

#### 【事業者からのコメント】

「安全管理体制における強みと弱みがはっきりとした。」、  
「PDCAサイクルの意味が、更に理解することができた。」、  
「2年先をめどにNASVA評価を受けて進捗度合いを確認したい。」、「今後は、評価結果を参考に取組みを実施していきたい。」等



【評価実施風景】

### ○ 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

#### (1) 安全マネジメントコンサルティング

トップセールス、講習会開催時等に積極的なPRを行い、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを全国で31件(バス11件、ハイタク8件、トラック10件、その他2件)、当該事業所(本社、営業所等)で実施した。

コンサルティングでは、NASVA担当者は幾度となく事業者へ足を運び、ヒアリング等を実施することで事業者が抱える問題点等を的確に把握し、事業者にとって最良のプランを提示し、それを事業者が確実に実施できるようサポートを行う。このため、担当者は、当該事業者との日々のコミュニケーションを心がけ、事業者にとって頼れるパートナーとなることを目指している。

#### 【事業者からのコメント】

「管理者の意識や行動が変わった。」、「改善する内容がわかった。」、「乗務員一同『和』がより一層深くなった。」等



【コンサルティング実施風景】

#### (2) 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的としたNASVA職員による講師派遣を全国で448件実施した。

#### 【事業者等からのコメント】



「安全意識が向上し、自信がついた。」、「管理者や乗務員の取り組む姿勢が前向きになった。」、「安全マネジメントの取り組み方、知識等が把握できた。」、「管理者の乗務員に対する接し方が良くなった。」、「乗務員の運転行動が良い方向に変わってきた。」等

## ○ 安全マネジメント関係講習会

### (1) 安全マネジメント講習会

自動車運送事業者における、運輸安全マネジメントの取り組みを支援することを目的とした安全マネジメント講習会を全国で85回開催し、2,114人の経営者等が受講した。講習会では、運輸安全マネジメント制度の概要及び安全管理体制の構築と運用等に関する講義に加え、個別事業者の取組事例の紹介等、経営者等が安全マネジメントに取り組む上で参考となる情報提供を行った。

また、講習テキストにおいて、運輸安全マネジメントに係る国の関係省令等を反映する等し、適時、適切な情報提供を行った。

#### 【経営者等からのコメント】

「PDCAサイクルの大切さ、難しさが分かった。」、「漠然としていた安全マネジメントについて、詳しく理解できた。」、「事故担当部署に任せきりではなく、事業者全体で取り組むことが必要だと分かった。」等

### (2) 安全マネジメント支援ツール講習会

デジタル式運行記録計（タコグラフ）、ドライブレコーダー、睡眠時無呼吸症候群（SAS）関連機器等を活用した、運行管理や事故防止関連のツールが普及・拡大している状況等を踏まえ、活用方法等を紹介するとともに、講習テキスト（事故防止・再発防止対策策定マニュアル）を使用した支援ツール講習会を全国で58回開催し、844人の運行管理者等が受講した。

講習会では、グループ討議を取り入れ、危険予知トレーニングによる事故防止教育手法、事故分析手法について、事業所等において取り組む上でより実践的な講習を行った。

#### 【運行管理者等からのコメント】

「KYTトレーニングの視聴覚教材はわかりやすく参考になる。」、「社内での安全教育に役立つ内容だった。」、「グループディスカッションがよい経験になった。」等

なお、講習会等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「KYT」、「KYT-Ⅱ」をこれまで頒布し好評をいただいていたことから、新たに「バス編」「タクシー編」「トラック編」各10事例、合計30事例を収録した「KYT-Ⅲ」の頒布を開始した。（1,692枚を頒布）



【ドラレコKYT-Ⅲ】

### (3) 安全マネジメント内部監査講習会

事業所において、安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的とした、内部監査講習会を全国で50回開催し、758人の監査担当者等が受講した。講習会では、内部監査の実践方法、監査結果を踏まえた是正措置の計画策定方法等に関する講義に加え、ケーススタディを用いたグループ討議を行い、監査担当者に取り組む上でより実践的な講習を行った。

#### 【監査担当者等からのコメント】

「中小企業でも取り組めることがあることを理解できました。」、「ケーススタディのグループ討議で知識を深められた。内部監査のイメージを具体化できた。」等

#### (4) 国土交通省認定セミナー

特に中小事業者に対する安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を目指し、国土交通省の通達「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」に規定する、運輸安全マネジメントの浸透・定着に有効とされる要件を満足するセミナーとして、「ガイドライン」「リスク管理（基礎）」「内部監査（基礎）」の各セミナーについて、同省から認定を受けるとともに、平成26年度からの全国開催に向けた体制作りを行った。

#### ○ 安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組みに活かすことができるよう、安全マネジメントに関する最新情報や取組報告、ISO 39001制度の紹介等を主体とした、大規模なセミナーを東京で開催した。

平成25年度のセミナーにおいては、自動車運送事業における運転者の健康管理の重要性に鑑み、良質な睡眠と健康管理をテーマとした基調講演及び交通事故被害者による重大事故に遭われてから現在までの活動や交通事故防止への願いに関する特別講演並びに平成24年10月に発行されたISO 39001に関して先進的な取組みを行っている事業者等を招いて、パネルディスカッションやISO 39001認証取得に関する取組み等の報告を行った。

##### 【経営者等からのコメント】

「運転者の起こす事故で生理学的見地からの分析は情報量が少ないので大変参考になった。」、「個別事業者の取組報告が非常に参考になった。」、「パネルディスカッションによりISO 39001がよくわかった。」等

##### 『第8回 NASVA安全マネジメントセミナー』

日 時：平成25年10月8日（火）

11：30～17：30

会 場：東京国際フォーラム（東京都千代田区）

参加者：経営者等711人



【セミナー実施風景】

#### ○ その他安全マネジメント関連業務

- ・貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）への協力

公益社団法人日本バス協会（以下、「協会」）では、平成23年度から貸切バス事業者安全性評価認定委員会を設立し、貸切バス事業者の安全性に対する取組状況について評価・認定する「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）」を開始し、認定事業者を協会等のHPで公表している。平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバスの事故を受け、平成25年4月には国土交通省から「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」が公表されるなど、貸切バスの安全性と評価認定制度への注目は高まっている。

NASVAでは、評価認定業務のうち現地における施設等の安全確認審査に関して協会からの要請を受け、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として、制度開始年度より評価認定業務に協力しており、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献している。

【これまでの受託実績】

- ・平成23年度 157事業者
- ・平成24年度 210事業者（一次申請147事業者、二次申請63事業者）
- ・平成25年度 189事業者

- ・新高速乗合バス等適正化実施機関による巡回指導への協力

平成25年8月の高速ツアーバスの新高速乗合バスへの移行に伴い、高速ツアーバス協議会が主体となり「新高速乗合バス等適正化実施機関」（以下、適正化実施機関）が設置され、移行する貸切バス事業者の安全管理体制等の確認・指導（以下、巡回指導）が実施された。

NASVAでは、適正化実施機関からの要請及び社会的要請を受け、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として、66事業者に対する巡回指導に協力した。

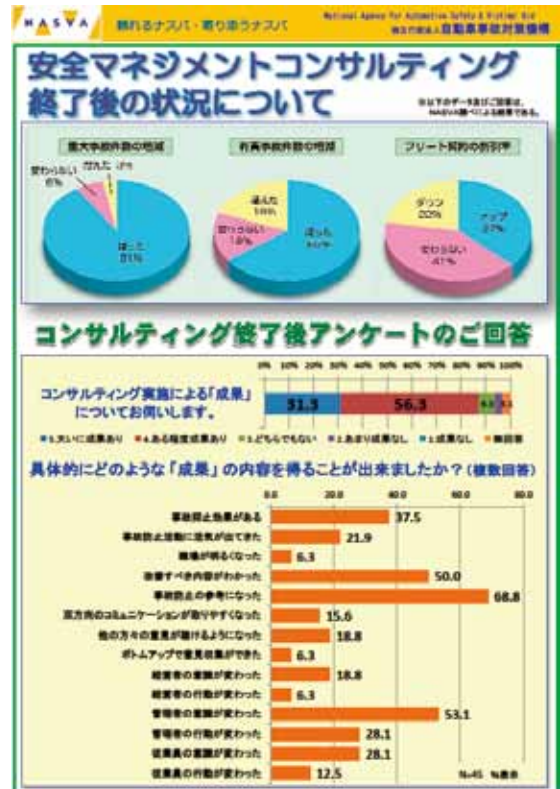
中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 運輸安全マネジメント評価及び安全マネジメントコンサルティング業務について、引き続きトップセールス、講習会開催時等における積極的なPRを行い、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的としたコンサルティングの充実を目指すとともに、自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請に応じた安全教育等に係る講師派遣業務を積極的に実施する。
- 安全マネジメント関係講習会については、新たに国土交通省認定セミナーとして認定を受けた「ガイドライン」、「リスク管理（基礎）」、「内部監査（基礎）」の各セミナーを実施。  
大規模な「NASVA安全マネジメントセミナー」を引き続き実施し、広く自動車運送事業者に対して運輸安全マネジメントの更なる浸透・定着を図る。
- 制度の動向や関係法令の改正等に応じて講習テキストに反映させるなど、適時、適切な情報提供を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成19年度から平成24年度に、安全マネジメントコンサルティングを実施した自動車運送事業者にコンサルティング終了後の状況についてアンケートを実施（NASVA調べ）したところ、右図のとおり、約87パーセントの事業者から、事故抑止効果があるなど「成果があり」との回答を受けた。

また、コンサルティングを実施したこととの関連性は明確ではないが、多くの事業者から「重大事故の件数が減った」、「有責事故の件数が減った」等の回答を受けた。



### 中期目標

#### ② ( 略 )

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

### 中期計画

- ⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組みを事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。

### 年度計画

- ⑤ 国際標準の作成に際し、我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会の国内審議団体として情報の収集及び国内の意見集約等を通じて、国際標準取得に係る国際的指針等の作成及びその運用に関する以下の活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。
- ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。
  - イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣します。
  - ウ 発行した規格を適切に運用していくために有用な解説書等の作成及びその普及を図っていきます。
  - エ 国際的道路交通安全マネジメントシステム規格を取得した組織が、自動車事故の減少、それに伴うコスト低減等に繋げられるよう、本規格が的確に運用されることを目指し、機構は認定、認証、研修及びコンサルティングの各実施機関と連携を図っていきます。
- ⑥ 国際的道路交通安全マネジメントの取組みを事業者等に浸透させるため、安全マネジメント講習会やセミナー、コンサルティング等を行い、道路交通安全の向上に寄与します。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO 39001）に関する情報収集及び国内の意見集約、関連規格の作成及びその運用を行い、国内の道路交通安全の向上に寄与するために以下の活動を実施することとした。
  - ・必要に応じて、ISO 39001の規格開発に係る国内審議委員会を開催し、外部有識者等から情報収集及び国内意見の集約を行うとともに、国際会議等に職員を派遣し、ISO 39001に関する情報を収集する。
  - ・ISO 39001を自動車運送事業者等で適切に運用していくために解説書等を作成する。
  - ・ISO 39001が国内で的確に運用されることを目的として、ISO関係機関と連携を図る。
- 2) ISO 39001を運輸事業者等に浸透させるため、以下の取組みを通じて普及・広報活動を実施することとした。
  - ・安全マネジメントセミナー、主管支所等で開催する安全マネジメント講習会及び各種業界団体が開催するセミナーや研修会でISO 39001開発の経緯及び概要を説明する。
  - ・ISO 39001体制構築支援コンサルティング業務を実施する。



## 当該年度における取組み

### 1) ISO 39001 の管理・運用の取組み

#### ① 国際会議への出席

平成 25 年 6 月にスウェーデンのストックホルムにおいて、スウェーデン政府（運輸省及び基盤省）が主催した国際会議「Towards Zero Conference」に出席した。会議では、日本の道路交通安全に関する取組みについて報告するとともに各国の道路交通安全に関する最新の安全対策及び技術革新等について意見交換を行った。



【プレゼンテーション】



【パネルディスカッション】

#### ② 韓国エキスパートとの意見交換

平成 26 年 3 月、韓国 京畿道 水原市にある亜州大学で、韓国の ISO 39001 エキスパートである Jeong Whon Yu 教授と意見交換を行い、韓国及びアジア周辺国での ISO 39001 の普及状況や今後の取組みについて調査した。



【ミーティング】

#### ③ 解説本の制作

ISO 39001 の要求事項の内容、本国際規格の活用例及び自動車事故防止に関する法令及び諸制度等を解説した書籍の執筆及び編者として参加し、平成 25 年 10 月 15 日に日本規格協会から「ISO 39001:2012 道路交通安全マネジメントシステム日本語版と解説」を発行した。



【解説本】

#### ④ ISO 関係機関との連携

ISO 39001 が、自動車事故削減に真に効果を発揮することを目指し、自動車運送事業者等を対象に ISO 39001 の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求める「N-RTS 認定・認証スキーム」を策定するために、ISO 39001 に係る認定機関、認証機関、要員認証登録機関及び研修機関などと 4 回にわたり勉強会を実施した。勉強会では、法規制やインフラの整備が進んでいる我が国の実情に適合する具体的な安全対策の中身や N-RTS 審査員に必須となる知識及び技能などについて協議した。

### 2) ISO 39001 を事業者に普及させる取組み

#### ① ISO 39001 体制構築支援コンサルティング

ISO 39001 の取得を希望したバス、トラック、その他事業者など新規 6 社及び前年度

から引き続き3社に対してISO 39001 体制構築支援コンサルティングを実施した。

コンサルティングでは、ISO 39001 で特に重要とされているリスク分析に重点をおき、組織が抱える道路交通安全に関するリスクの洗い出しから、それらの対策案の検討及び重点取組項目の決定に至るまでの作業及びそれらを支える仕組みを継続的に改善する方法について、経営管理部門及び現場担当者に対してアドバイスをを行った。

コンサルティング業務を通じて、運輸事業者等の実情を把握し、本国際規格の理解と運用上の知見を獲得した。



【コンサルティングの実施状況】

## ② NASVA 安全マネジメントセミナー

平成25年10月8日に東京国際フォーラムで開催した「第8回NASVA安全マネジメントセミナー」において、ISO 39001 の国際動向を報告するとともに、ISO 39001 を取得した3事業者及び認証機関をパネリストとして迎えパネルディスカッションを実施し、ISO 39001 を取得するに至った動機、取得後の成果、今後の目標及びISO 39001 に対する期待などに関して討議した。パネリストからは、「ISO 39001 に取り組んだ結果、「事故件数半減などの効果があった」、「認証取得後に社員の安全意識が向上した」、「認証取得のために一定の費用は必要となるもののそれに見合う効果が得られた」との発言があった。

### 【経営者等からのコメント】

「ISO 39001 の世界動向が分かった」

「取得企業の取り組みが聞けて良かった」

「事例紹介も多く、参考になる事が多かった」



【ISO 39001 の国際動向の講演】



【パネルディスカッション】

## ③ 安全マネジメント講習会での概要説明

運輸安全マネジメントの取組みについて理解を深めることを目的として、主管支所及び支所で自動車運送事業者を対象に開催している安全マネジメント講習会において、ISO 39001 の開発の経緯、概要及び本国際規格の導入により得られるメリット等について説明を行った。

④ ISO 39001 のパンフレットの作成

自動車運送事業者等が ISO 39001 の理解を深めるために、ISO 39001 の概要、規格の構成及び効果などを記載したパンフレットを作成し、自動車運送事業者、ISO 関係機関などに配布し、ISO 39001 の広報に努めた。



【ISO 39001:2012パンフレット】

⑤ 講師派遣及び業界紙等の取材対応

各種業界団体等7社（中部産業連盟、日本自動車研究所、テクノファ、東海電子、物流ネットワーク徳島、SC ロジスティクス、ドコモ・システムズ）が主催するセミナーや研修会に講師を派遣し、ISO 39001 制定の背景及び概要説明等を実施した。審査機関の審査員教育への協力（日本品質保証機構）及び認証審査のサポート（ビューロベリタスジャパン）を行った。

業界紙・情報誌（物流ニッポン、東京交通新聞、セメント新聞、ロジスティクス・ビジネス等）及び業界の機関紙（建材試験センター）並びに ISO 専門誌（アイソス）からの取材に対応し、記事が掲載された。



【業界紙への記事掲載】



【専門誌への記事掲載】

⑥ ISO 39001 の取得事業者に対するアンケートの実施

ISO 39001 の取得効果、システム構築の難易度、取得までの期間及び課題等を把握するために、ISO 39001 を取得している54事業者に対してアンケートを実施し、42事業者（回収率77.8%）から回答が得られた。アンケート結果には、ISO 39001 の認証取得の効果として、「交通安全への取組みの見える化が図られる」、「社内情報が文書化されることにより、作業が標準化され記録が整備される」、「社内の組織体制が整備される」、「組織内や他組織とのコミュニケーションが促進される」、「従業員の満足度やモチベーションをアップさせる」などが挙げられた。

【取得事業者からの具体的なコメント】

- 「有責事故が4割減少した」
- 「乗務員の事故削減に対する意識が向上した」
- 「社員が自発的に安全管理に取り組むようになった」



【アンケート】

### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ISO 39001の認証取得により、自動車事故の減少等の具体的な成果に繋げるため、国内において自動車運送事業者等を対象に同規格の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求めるスキーム（N-R T S認定・認証スキーム）を関連機関と連携し、策定する。その制度の維持・管理を行うことにより、同規格の的確な運用を確保する。
- ISO 39001の第三者認証審査に携わる審査員に求められる力量についての国際標準の作成に際し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（ISO/TC241）の国内審議委員会の事務局として外部有識者からの情報収集及び国内意見の集約等を通じ、本国際規格の構築を支援する。
- ISO 39001体制構築支援コンサルティング業務を実施する。
- ISO 39001の取組みを事業者等に浸透させるため、業界紙等の取材、当機構及び関係機関が開催するセミナーや講習会等の機会を利用し、本規格の広報を実施する。

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報



## (2) 療護施設の設置・運営

### 中期目標

- ① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。
- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。

### 中期計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム<sup>(注4)</sup>、プライマリーナーシング<sup>(注5)</sup>や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。  
(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。  
(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ③ 委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。
- ④ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却<sup>(注6)</sup>者数を95人以上とします。  
(注6)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

### 年度計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム<sup>(注4)</sup>、プライマリーナーシング<sup>(注5)</sup>、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施します。  
(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。  
(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 「施設及び設備に関する計画」（別紙1）に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図ります。

- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ④ 関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院を選定の上、患者受入を開始し、適切な治療・看護を行います。
- ⑤ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成25年度中の遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却<sup>（注6）</sup>者数を19人以上とします。  
また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。  
さらに、新看護プログラム<sup>（注7）</sup>について、試行を継続し、新たに策定した評価基準に基づいた効果の検証と実施方法の検討を行います。  
（注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。  
（注7）「新看護プログラム」とは、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムをいう。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器等療護センターの基本的な設備・機能の活用により、質の高い治療・看護を実施することとした。
- 2) 「施設及び設備に関する計画」に基づく高度先進医療機器の整備として、千葉療護センターの患者情報システムの整備、東北療護センター及び岡山療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）のバージョンアップ、中部療護センターの診断支援画像ネットワークシステムを更新するとともに、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図ることとした。
- 3) 療護施設機能一部委託病床において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなど、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施することとした。
- 4) 関東西部地区における新たな委託病床については、地域におけるニーズを踏まえ委託先病院を選定の上、患者受入を開始し、適切な治療・看護を行うこととした。
- 5) 療護施設においては、上記1)から4)までにより治療効果を高め、平成25年度中の遷延性意識障害からの脱却者数を19人以上とした。また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表することとした。
- 6) 療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした新看護プログラムについて、試行を継続し、新たに策定した評価基準に基づいた効果の検証と実施方法の検討を行うこととした。

### 当該年度における取組み

- 1) 各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式等による質の高い看護を行った。
- 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組みを行った。
  - 以下の各医療機器の整備等を行った。

- ① 千葉療護センターの患者情報システムについて、1月31日から稼働した。
- ② 東北療護センター及び岡山療護センターのMRIのバージョンアップについて、東北は9月30日から稼働。岡山は11月18日から稼働した。
- ③ 中部療護センターの診断支援画像ネットワークシステムについて、8月29日から稼働した。

○ 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、地元大学医学部等との連携を図り、第22回日本意識障害学会の場において、大学等との共同研究による発表を3件実施したほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献した。

各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施した。

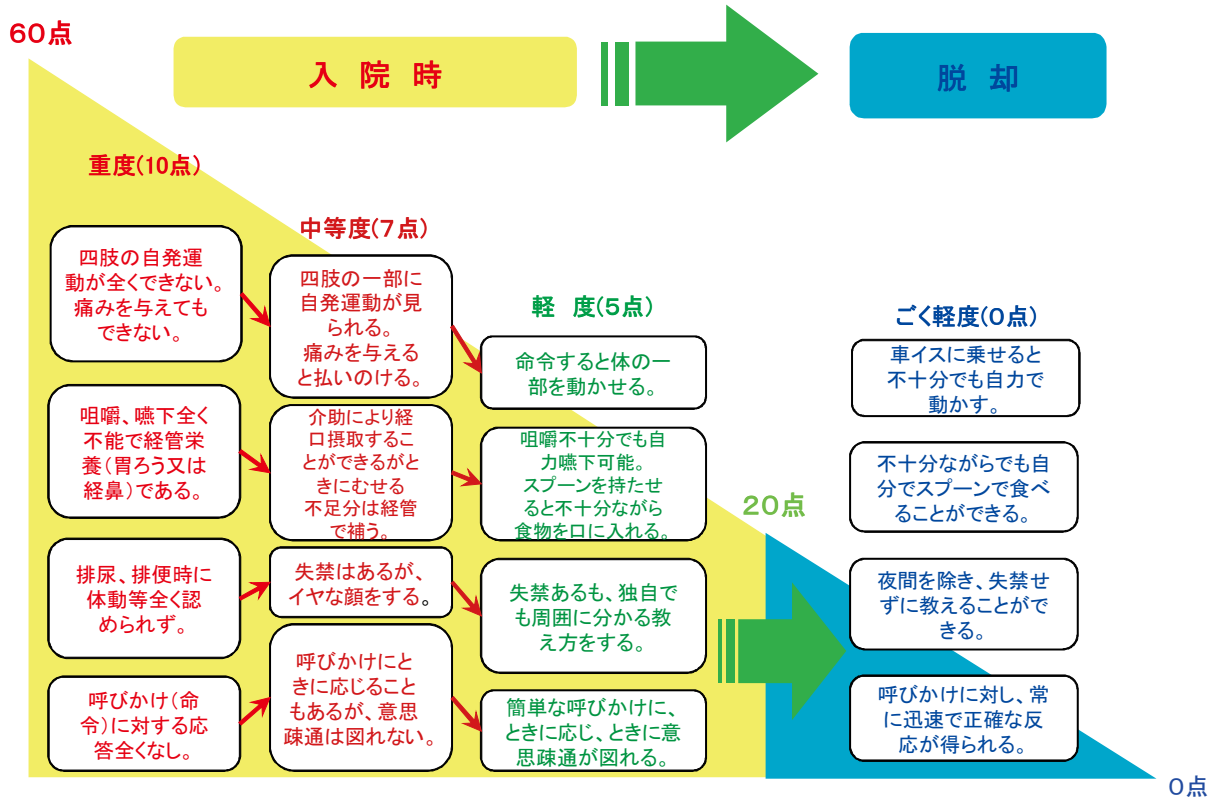
○ 「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度について、平成26年3月20日に公表するとともに、被害者団体を含む関係先に送付した。分析の結果、前年度調査同様ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、重症度別に行った分析のいずれにおいても、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果が認められた。

入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くて改善している患者がいること」「事故後経過期間が早い場合に改善が良いこと」「入院時の年齢は、スコアの変化にあまり関連がないこと」等が明らかとなった。また、新たに入院時重症度別による入院から退院までのナスバスコアの変化と事故後経過期間別の分析を行った。こうした結果については、過去の分析結果とともに、症例検討、カンファレンス等の際に活用し、療護施設入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。

ナスバスコア【遷延性意識障害度評価表】

	重度 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 6点	ごく軽度 0点
1 運動機能	□四肢の自発運動はなし。痛み刺激で四肢の動きなし	□四肢の自発運動はあるが無目的。疼痛刺激に対し四肢の動きがみられる	□四肢に自発的性のある自発運動がみられる。疼痛刺激を払いのける	□命令に従い体の一部を動かせる	□自力で体位交換が可能。痛いに遷延すると不十分でも自力で浮かす
2 摂食機能	□咀嚼、嚥下全く不能で経管栄養（胃ろう又は経鼻）	□ほとんど経管栄養 □ソップを飲み込む動作又は咀嚼する動作あり □多少ならジュース、プリンなどの経口摂取の試みが可能	□咀嚼可。又は咀嚼はダメでも嚥下大筋可能で、介助により経口摂取するかにきこむせる □経口栄養の不足分は経管で補う	□自力嚥下可能。咀嚼不十分でもよい □全別、キザミ食を完全介助にて摂取可 □スプーンを持たせると口に運ぶ動作あり。又は不十分ながら食物を口に入れる	□不十分ながらも自分でスプーンで食べる
3 排泄機能	□排尿、排便時に体動等全く認められず	□排尿、排便時、多少の体動等あり	□失禁はあるが、イヤな顔をする。又は体動が多いなどの合図あり	□定期的に排便、排尿させることにより、失禁を予防できる □失禁あるも、漏尿にわかる（尿袋の）教え方とする	□尿袋を除き、失禁せず教える
4 認知機能	□関与しても顔面反応なし	□関与し顔面反応あり □話せず、無反応が定まらない	□声をかけた方を意識する □移動するものを追視する。1Vを認識するが、内容を理解していないと思われる	□近視者を利用し、表情の変化がある □気に入った絵などを見て表情が変わる	□簡単な文字を読む □数字がわかる □テレビを見てその内容に反応し、笑う
5 発声発語機能	□発声、発語全くなし □気切の場合でも口の動きもない	□発声（うめき声）等があるが発語なし □気切の場合、向らかの口の動きあり	□向らかの発音があるが全く意味不明 □呼名に、ときに不明瞭な返音がある □気切の場合、呼名に対する口の動きあり	□ときに意味のある発音あり □呼名に返音あり □気切の場合、検査の口真似をする	□簡単な問かけに言葉で応じることができる □気切の場合、口の動きが問かけの内容に合わせている
6 口頭命令の理解	□呼びかけ（音声）に対する応答全くなし	□呼びかけに対し、体動、目の動きなどの向らかの反応あり	□呼びかけにときに応じることもあるが、意思疎通は図れない	□簡単な呼びかけに、ときに応じ、ときに意思疎通が図れる	□呼びかけに対し、常に迅速で正確な反応が得られる

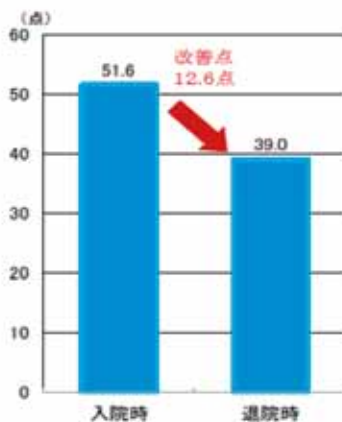
## 脱却までの推移



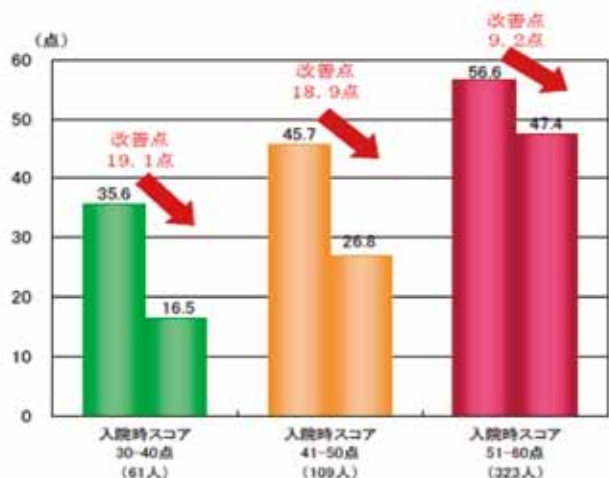
## ナスバスコア改善状況 (重症度別)

入院時スコア別のスコア平均の変化 (入院から退院まで)

①全体



②重症度別

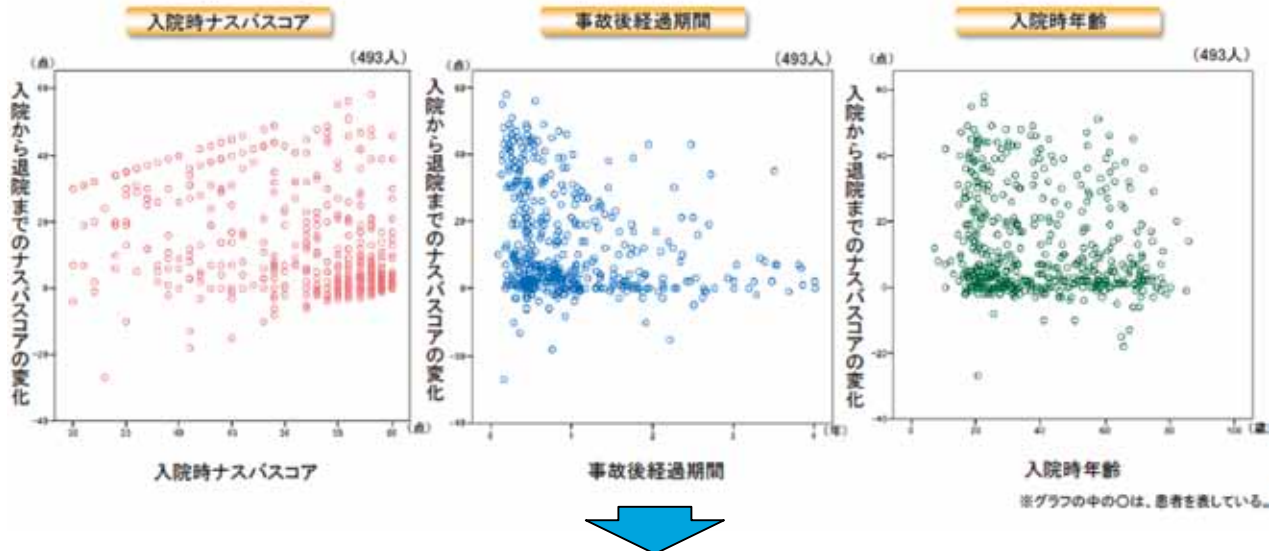


※平成17年6月以降に退院した患者493人のナスバスコア平均値を示している。  
 ※改善点は、比較する2つの時点のナスバスコア平均値の差分である。  
 ※対象者は、平成25年1月に委託病床を開設した泉大津市立病院を除く6療養施設の入院患者である。

※左記の対象者を入院時の重症度別(ナスバスコア別(10点刻み))に分けたものである。

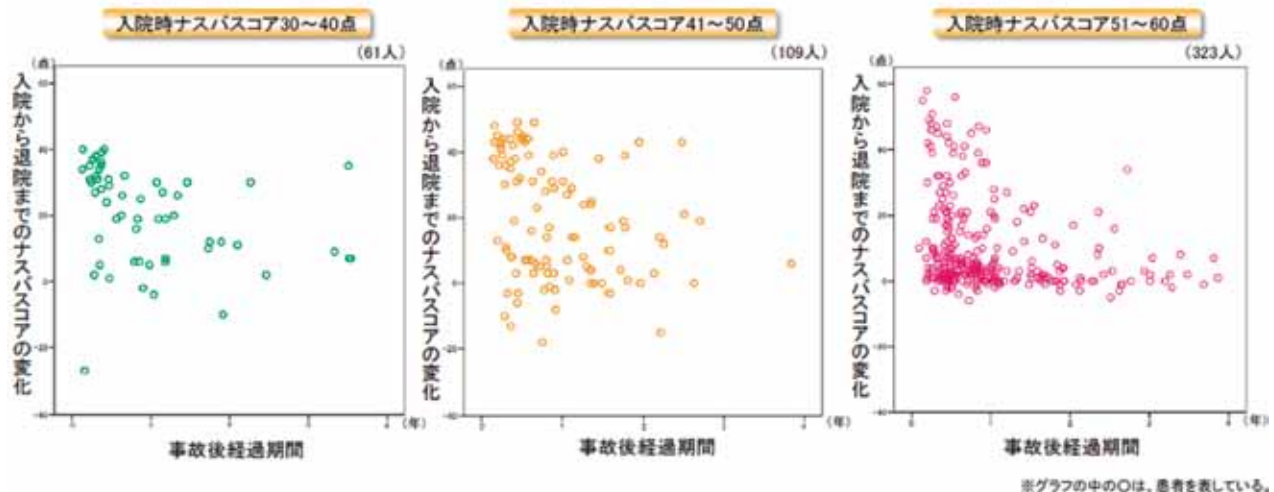
## スコアの変化と各種要因との関連

患者の分布を検討すると、「入院時ナスバスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後経過期間が早い場合に改善が良いこと」「入院時の年齢は、他の要因と比べ、ナスバスコアの変化にあまり関連がないこと」などが示されている。



## スコアの変化と事故後経過期間との関連

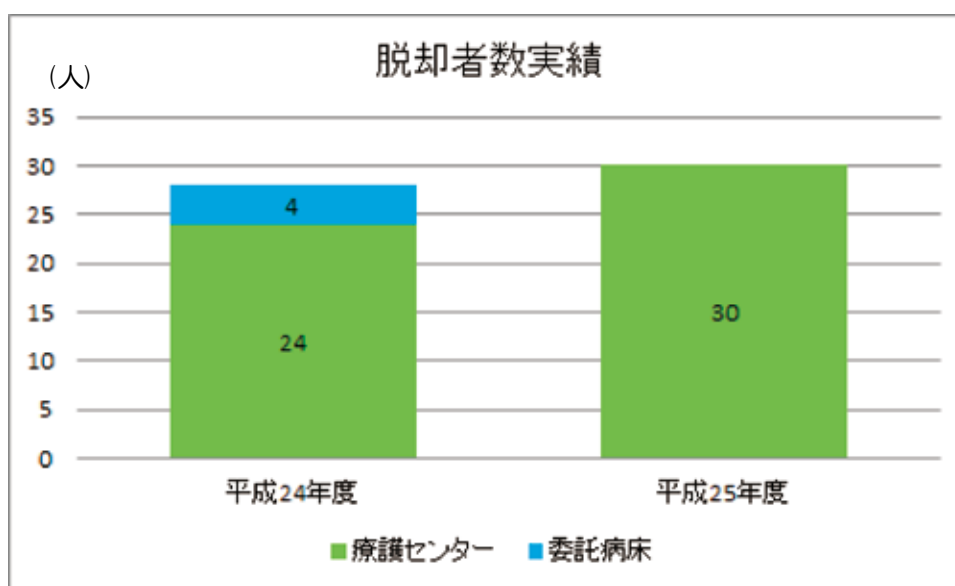
患者の分布を検討すると、「いずれのグループにおいても、事故後経過期間が早い場合には改善が良い」「入院時ナスバスコアが高くても、事故後経過期間が早い場合には改善している患者がいること」などが示されている。



- 3) 療護施設機能一部委託病床では、6月に第1回療護センター長等会議、7月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議、9月に看護部長等連絡会議、10月にリハビリ担当者連絡会議、11月に第2回療護センター長等会議及び事務担当者会議並びに12月に療護センターMSW・主管支所コーディネーター連絡会議に役員、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施した。



- 4) 関東西部地区については、応札病院を確保することが先決であるため、入札参加意思のある病院探しを継続して行ったが、看護師の定着率が低く、NASVAの基準を満たすだけの増員が困難であること、及び急性期病院として地域への貢献が必要であり、病床の稼働率が高く、空床が少ないことなどの理由により、希望病院が現れなかった。
- 5) 療護施設においては、上記1) から4) までにより治療効果を高めた結果、平成25年度における脱却者数については、年度計画数を11人超える30人となった。  
また、上記2) で分析を行った治療改善度について、平成26年3月に公表した。



- 6) 療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする新看護プログラムを平成23年5月から段階的に、6か所の療護施設において試験的に導入し、平成25年度も継続して実施した（平成25年1月に開設した泉大津市立病院は対象外）。
- 6療護施設全体で、平成25年度中に延べ32人の患者に対してプログラムを実施し、表情の変化、関節や筋肉の拘縮の改善、座位姿勢の安定などが見られるケースがあり、家族から感謝の声も届いている。
- また、新たに策定した新看護プログラム評価基準に基づいた効果の検証と実施方法の検討を行い、療護施設看護の一環として、新看護プログラムの全部又は一部を導入することとした。

#### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施する。
- 「施設及び設備に関する計画」に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図る。
- 療護施設機能一部委託病床においては、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。
- 関東西部地区における新たな委託病床については、平成26年度は、委託先病院の選定に向

けた方策を再度検討の上、入札参加意思を有する病院を確保した上で、入札手続きを開始する。

- 療護施設においては、上記により治療効果を高め、平成26年度中の遷延性意識障害からの脱却者数を19人以上とする。また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表する。
- 療護施設看護の一環として、新看護プログラムの全部又は一部を導入し、実施する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### 中期目標

- ③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設（療護センター及び委託病床）の周知を徹底する。
- ④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

### 中期計画

- ⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。
- ⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー<sup>（注7）</sup>等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

（注7）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

### 年度計画

- ⑥ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。
- ⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等の研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。

- ⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカー<sup>（注8）</sup>、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行います。

（注8）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 公平な治療機会を確保するため、病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対し療護施設の確実かつ効果的な周知を行うこととした。  
また、被害者と直接の接点を持つ損害保険会社の支払い担当部所に対し、協力依頼の働きかけを行うこととした。
- 2) 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日



本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うこととした。

- 3) 療護センターの治療・看護技術を普及し、短期入院協力病院の利用を促進するため、看護師等に対する研修を実施することとした。
- 4) 連携大学院において、受入れ大学院生に対する研究指導等を行い、療護センターにおける治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進を図ることとした。
- 5) 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーや看護師等による、転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行うこととした。

### 当該年度における取組み

- 1) 各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を実施した。特に、空床のある東北療護センターでは、主管支所・支所と連携して県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を行った。

また、被害者家族団体の総会及び学習会等に参加し、療護施設の周知を行った。

さらに、主管支所・支所では、救命救急センター等の病院への訪問並びに被害者家族団体の総会及び学習会への出席により、療護施設の周知を行うとともに、本部の働きかけに連動して、損害保険会社の支払い担当部所に対し、被害者への周知について協力依頼を行った。

- 2) 7月26・27日に秋田県秋田市で開催された第22回日本意識障害学会で、医療、看護、リハビリテーションの各分野に亘り、25件の学会発表を行った。(千葉療護センター8件、東北療護センター3件、岡山療護センター4件及び中部療護センター10件(うち2件は連携大学院との共同研究))

また、10月16～18日に横浜市で開催された日本脳神経外科学会第72回学術総会で、5件(千葉療護センター1件、中部療護センター4件(うち1件は連携大学院との共同研究))の学会発表を行った。

さらに、5月10～12日に大阪市で開催された第33回日本脳神経外科コンgres総会で、3件(本部1件、千葉療護センター1件、中部療護センター1件)の学会発表を行った。

以上により、年度計画を2件超える33件の学会発表を行った。

療護センター別、分野別の学会発表件数

(単位:件)

		NASVA 本部	千葉療護 センター	東北療護 センター	岡山療護 センター	中部療護 センター	合計
日本意識 障害学会	医師		2	1		3	6
	看護師		3	1	3	3	10
	検査技師					1	1
	療法士		3	1		2	6
	その他				1	1	2
	計	0	8	3	4	10	25
日本脳神経 外科学会	医師		2			5	7
	その他	1					1
	計	1	2	0	0	5	8
合計	医師		4	1		8	13
	看護師		3	1	3	3	10
	検査技師					1	1
	療法士		3	1		2	6
	その他	1			1	1	3
	計	1	10	3	4	15	33

※その他は、本部職員、鍼灸師及び栄養士。

- 3) 短期入院協力病院のスタッフへの研修として、千葉療護センターにおいて6病院7人、2施設4人、東北療護センターにおいて4病院5人、岡山療護センターにおいて8病院12人、中部療護センターにおいて3病院4人、合計21病院2施設32人に対する実務研修を実施した。

短期入院協力病院及び短期入所協力施設に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入院の流れ、入退院の方法</li> <li>・1日の患者プログラム</li> <li>・看護計画、看護記録の作成方法</li> <li>・看護情報の収集と活用</li> </ul>
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔ケア、清潔ケアの仕方</li> <li>・食事、排泄、体位変換の仕方、検温等</li> <li>・介護器具、補助具等の使い方</li> <li>・入浴の仕方</li> </ul>
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護者へのアドバイス</li> <li>・負担の軽減方法、医療者との連携など</li> <li>・家族のニーズの把握</li> </ul>

- 4) 中部療護センターに開設した「連携大学院」については、平成21年度1人、22年度1人、23年度1人、24年度2人の合計5人が入学し、25年度までに1人が修了。25年7月に開催された第22回日本意識障害学会及び同年10月に開催された日本脳神経外科学会第72回学術総会の場において、研究成果の発表を行った。

※ 「連携大学院」とは大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ。中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、中部療護センターの運営委託先である「社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

- 5) 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーが対前年度比7.7%増の10,911件の相談や問い合わせに対応し、転院先情報の提供、在宅介護に向けた援助等を積極的に行った。また、機関誌「ほほえみ」に、「NASVA療護施設の取り組み」(H25年夏号)及び「新看護プログラムの試行的実施」(H25年秋号)について特集を掲載した。

#### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 療護施設と主管支所及び支所との連携による病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行う。
- 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、短期入院協力病院を始めとする部外施設の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行う。  
また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行う。
- 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ

等の周知を積極的に行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### (3) 介護料の支給等

#### 中期目標

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。  
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。
- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。

#### 中期計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。  
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。
- ② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者へ的確に情報提供します。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。
- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

#### 年度計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況及び要望に応じた介護料の支給を適切に行います。  
また、精神的な面で支援を必要とされる介護料受給者やその家族のため、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化することとし、その実施割合について、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を45%以上とします。  
このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護担当者の質の向上を図るための研修を実施します。
- ② 重度後遺障害者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院及び福祉施設等への短期入所に係る助成を適切に行います。  
また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院制度及び短期入院・入所助成制度の利用の促進と円滑な運用を図ります。  
さらに、各協力病院を訪問し受入環境を調査の上、訪問支援等を通じて利用者に情報提供するとともに、利用者の要望を協力病院に伝えるなど、利用者との間を「つなぐ」取組を行います。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。

また、療護センター、協力病院、福祉関係機関、被害者団体等との連携を密にし、交流会への参加等の協力を求めるなど、訪問支援や交流会を通じて把握したニーズに即した支援の充実に努めます。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成25年度）について4.0以上とします。

### 年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 2) 新規認定者や精神的な面での支援を必要とする介護料受給者やその家族に対する訪問支援を、各主管支所・支所において計画的に実施することにより、被害者の状況及び要望を把握し、精神的支援を強化することとした。
- 3) 訪問支援を実施する職員の資質向上のため、被害者援護業務に関する知識等を習得させる研修を実施するとともに、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）を養成するため、療護センターの看護部及びメディカルソーシャルワーカー等の協力を得て、候補者に対する介護実技を含む長期間の専門研修を実施することとした。
- 4) 重度後遺障害者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院及び福祉施設等への短期入所に係る助成を適切に行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 5) 国土交通省、協力病院、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会をNASVAの主催により各主管支所で実施し、短期入院協力病院制度及び短期入院・入所助成制度の利用促進と円滑な運用を図ることとした。さらに、協力病院を訪問し受入環境を調査の上、訪問支援等を通じて利用者に情報提供するとともに、利用者の要望を協力病院に伝えるなど、利用者と協力病院との間を「つなぐ」取組を行うこととした。
- 6) 交流会の開催等により、重度後遺障害者及びその家族同士がお相いに情報交換できる場を提供するとともに、療護センター、協力病院、福祉関係機関、被害者団体との連携を図りながら、訪問支援や交流会を通じて把握したニーズに即した支援の充実に努めることとした。
- 7) 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査に行い、介護支援効果に関する評価度について4.0以上を目標とした。

### 実績値（当該項目に関する取組み状況を含む。）

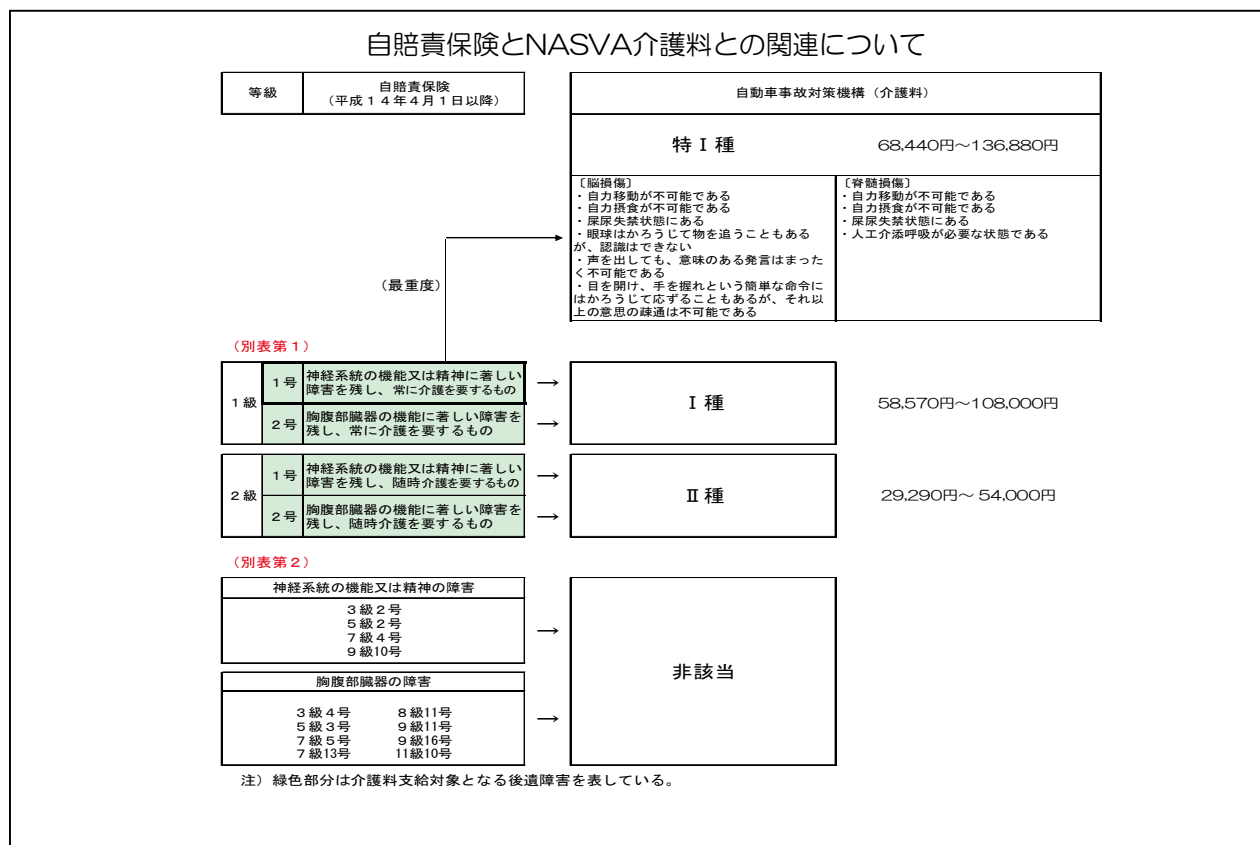
#### 1) 介護料の支給

障害の程度、介護の状況等に応じ4,789人に対し、介護料30億7,649万円を支給した。



## 介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特I種	I種のうち「最重度」とであると認められた者	68,440円～136,880円/月
常時要介護	I種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	58,570円～108,000円/月
随時要介護	II種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	29,290円～54,000円/月

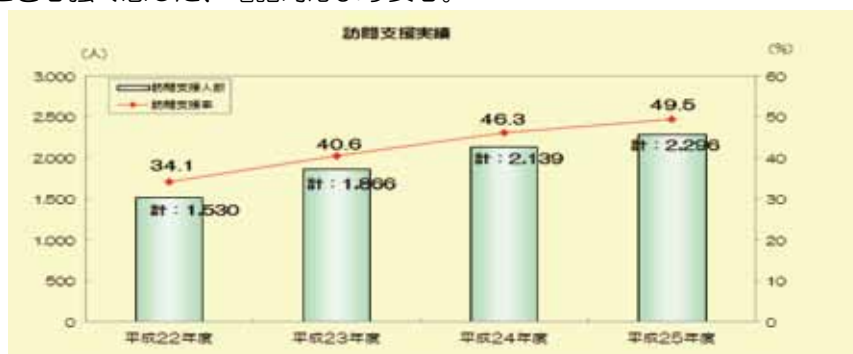


## 2) 訪問支援の充実・強化

介護料受給者宅を訪問し、受給者及び家族の心身の健康に配慮しつつ、協力病院が提供できるサービス内容や患者の受入環境(個室の有無、看護体制等)等を受給者及び家族に案内するとともに、介護に関する相談対応を行う訪問支援を充実・強化し、年度計画の実施割合45%を大幅に上回り、前年度末介護料受給資格者4,634人の49.5%(2,296人)に実施した。

〔訪問後の受給者及び家族の感想〕

- ・話を聞いてくれて心が晴れた。
- ・親切に相談に応じてもらった。
- ・訪問されたとき心強く感じた、電話対応より安心。





### 3) コーディネーター候補者及び被害者援護担当者等への研修の実施

被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を行うとともに、コーディネーター候補者に対しては、障害の態様や他法令制度等の知識を備えるほか、在宅介護をより深く理解した上で訪問支援を実施するため、更に療護センターの協力を得て3週間にわたり、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得等の実技研修を実施した。

- ① コーディネーター養成研修（於本部・千葉療護）：平成25年5月21日～6月14日  
（於岡山療護）：平成25年10月7日～10月25日 計5人
- ② 被害者援護業務初任者研修（於本部）：平成25年5月21日～22日 計33人
- ③ 訪問支援担当者研修（於中部療護）：平成25年7月4日～5日 計5人
- ④ 訪問支援担当者研修（於岡山療護）：平成25年7月11日～12日 計13人
- ⑤ 訪問支援担当者研修（於東北療護）：平成25年7月18日～19日 計8人

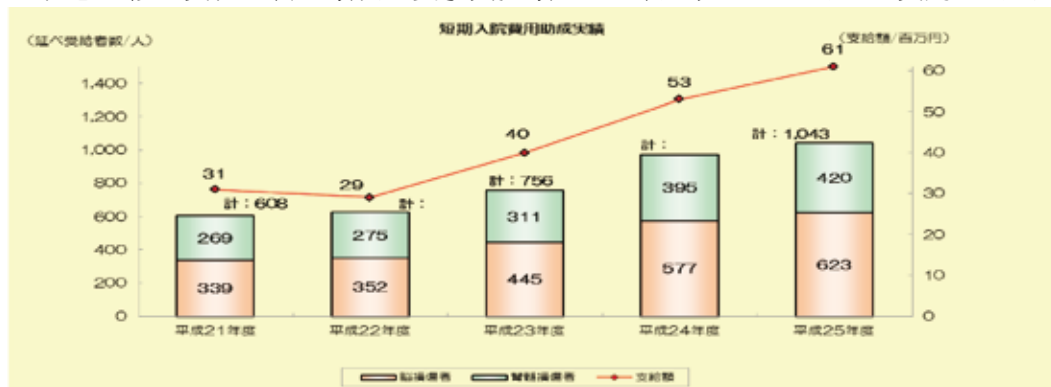


#### ・コーディネーター（被害者支援専門員）の配置

被害者援護業務に係る専門的かつ高度な業務を専従的に行うため、平成23年度から平成24年度にかけてコーディネーター（被害者支援専門員）を全国9主管支所に配置した。研修で培った障害の態様や他法令制度等の知識を発揮することで受給者に適したアドバイスや問い合わせ対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となり、介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役となっており、訪問支援率及び訪問支援への満足度の向上に貢献している。

### 4) 短期入院・入所費用に係る助成

受給者及び介護者のニーズの高い短期入院・入所を促進するため、対前年度71人増の1,043人に対して、患者移送費、室料差額及び食事負担額として約6,105万円の費用を助成した





### 短期入院・入所費用の助成制度(平成23年9月から)

原則として1回あたり、2日以上14日以内の期間で病院や施設に入院・入所した場合の、

- ① 入退院・入退所時における患者移送費としての自己負担額
- ② 室料差額及び食事負担額としての自己負担額

※②については合計額を1日あたり1万円として換算した額を上限

①②の合計額を年間\*45日以内かつ45万円以内の範囲内で助成。

※年間とは、「当年9月1日～翌年8月31日」の1年間をいう。

①移送費の 自己負担額	+	②室料差額・食事負担額の 自己負担額 (1日あたり1万円を上限)	≤	年間45日以内 かつ 年間45万円以内
----------------	---	--	---	---------------------------

#### 参考

### 短期入院・入所費用の助成制度(平成23年8月まで)

原則として1回あたり、2日以上14日以内の期間で病院や施設に入院・入所した場合の、

- ① 入退院・入退所時における患者移送費としての自己負担額
- ② 室料差額及び食事負担額としての自己負担額

①②の合計額を1日あたり1万円として換算した額を上限とし、年間\*30日以内かつ30万円以内の範囲内で助成。

※年間とは、「当年9月1日～翌年8月31日」の1年間をいう。

①移送費の自己負担額 ②室料差額・食事負担額の自己負担額 (1日あたり1万円を上限)	≤	年間30日以内 かつ 年間30万円以内
--	---	---------------------------

#### 5) 意見交換会の開催等による協力病院の利用促進

協力病院への短期入院の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院、協力施設、NASVA本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で開催し、情報の共有と事例の検討による利用促進に向けた協議を行った。

加えて、全国の協力病院へNASVA職員が直接訪問し、患者の受入条件や受入環境(個室の有無、看護体制等)等をヒアリング調査の上、訪問支援、交流会、意見交換会等の際に受給者等に案内するとともに、利用者の要望を協力病院へ情報提供し、利用者と協力病院との間をつなぐことで協力病院の利用促進を図った。

#### 【意見交換会での主な報告・意見等】

(協力病院からの報告)

- ・短期入院のための手作りパンフレットを作成している。
- ・機関誌「ほほえみ」を見て問い合わせのあった受給者へ、訪問・説明をして初回利用に踏み切っていただき、回数を重ねることによって信頼関係を築けた。

(協力病院からの意見等)

- ・ 地区の受給者の方から、協力病院が地区の中にあるというだけで安心感があるとお話を頂いた。実際に病院を見てみたいとの声もいただいていることから、今後交流会等の機会を利用して見学等ができれば良いと考えている。

(被害者団体からの意見等)

- ・ 家族はいっぱいであり、ショートステイ先が本当に欲しいがマッチングが難しい。
- ・ 情報は繰り返し言ってもらわないとわからないときがある。

等



#### 6) 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催

被害者のニーズに応え、訪問支援による個々の家庭での相談対応及び情報提供に加え、同じ境遇にある各家庭の受給者及び介護者家族等の交流の場を設け、悩みについての意見交換による孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を全国48支所で、延べ54回開催した。また、療養センター、協力病院、更には行政等関係機関の協力を得て、講習会、勉強会等を同時に開催することにより、情報提供の推進を図った。

その成果として、受給者及び介護者からの、「協力病院で交流会を開催して欲しい」、「専門家から助言をいただきたい」、とのニーズに対応するため、協力病院内において交流会を開催し、医療専門家から在宅介護技術やケアの方法等の助言・指導を直接受ける機会を設けるなどの支援を実施することができた。



## 7) 介護支援効果に関する評価度

介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.0を上回る4.39の評価（同調査で過去最高の評価）を得た。

アンケート調査では以下の項目について調査し、全ての項目において4.0を上回った。また、「紙面の見やすさ」、「交流会参加の満足度」の項目については、特に高い評価が得られた。これは、機関誌「ほほえみ」の作成にあたりレイアウトや文字の大きさに配慮し、わかりやすい表現を心がけたことや、交流会においては協力病院での開催等の取組みによるものと推定される。

### 【調査項目】

- ・在宅介護相談員の電話相談（4.32）
- ・訪問支援を受けたときの対応等（4.36）
- ・機関誌「ほほえみ」の紙面（4.48）
- ・介護料受給者交流会に参加しての満足度（4.42）

### 【調査の概要】

- ・調査期間：平成26年2月
- ・調査対象：平成25年12月末現在の介護料受給者の家族
- ・調査数：4,646世帯
- ・回収数：2,709件（回収率：58.3%）

## 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

○ 重度後遺障害者に対して被害等の状況及び要望に応じた介護料の支給を適切に行う。

また、介護料受給者並びにその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を50%以上とする。併せて、訪問支援結果を整理分析して本部並びに必要な主管支所及び支所で共有し、訪問支援の効果的な推進に努めるとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、支援内容の充実を図る。

○ 重度後遺障害者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院及び短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）等への短期入所に係る助成を積極的に行う。

また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、協力施設、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所助成制度の利用の促進と円滑な運用を図る。

さらに、協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握するとともに、受給者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組を行う。

○ 受給者等の参加による交流会の開催、機関誌の活用等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施する。

また、療護施設、協力病院等、関係自治体等及び被害者団体と連携を密にし、交流会の開催や

参加等への協力を求めるとともに、協力病院等の施設情報、防災情報等の把握及び提供、災害時の安否確認の実施を始め、ニーズに即した支援の充実に努める。

加えて、被害者のニーズを的確に把握するため、主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進める。

- 以上の施策を強力に推進するため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進め、必要な主管支所に追加配置するとともに、事故対策事業推進員の配置を見直し、訪問支援を担当する事故対策事業推進員の大規模支所等への配置を進める。

併せて、支援の質を向上させるため、幅広い職員を対象に、被害者援護業務のスキルをアップするための研修を実施する。

- 以上の施策を実施することにより、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（平成26年度）を、4.0以上とする。

#### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

#### (4) 交通遺児等への生活資金の貸付

##### 中期目標

交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

##### 中期計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。  
また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

##### 年度計画

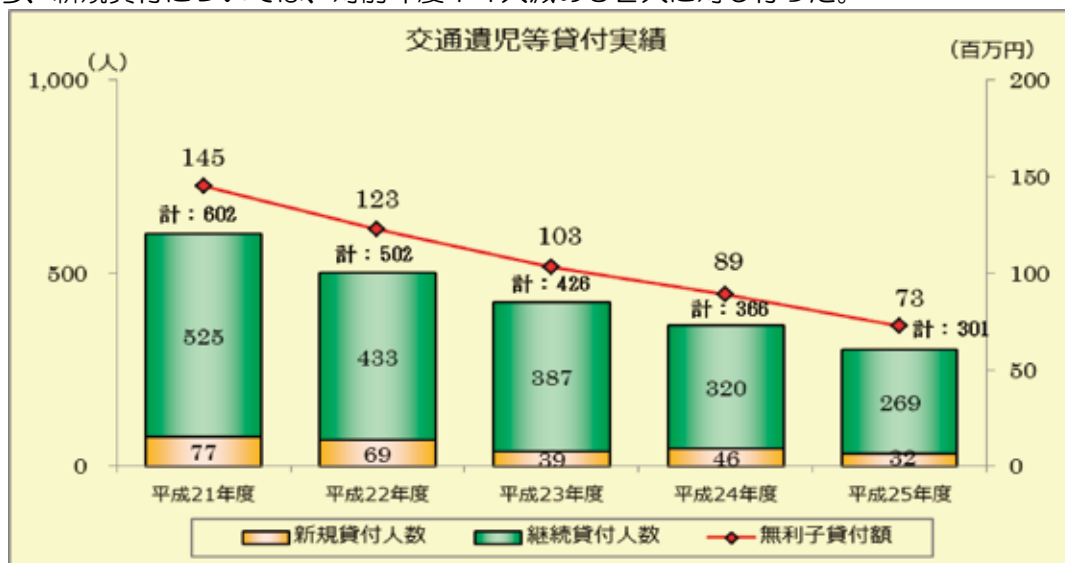
- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。  
また、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成25年度）について、4.0以上とします。

#### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 2) 交通遺児家族等同士の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の機会を増やすなど交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化することとした。
- 3) 上記の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、4.0以上を目標とした。

#### 当該年度における取組み

- 1) 交通遺児等301人に対し、73百万円の無利子貸付けを行った。  
うち、新規貸付については、対前年度14人減の32人に対し行った。



2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。

#### 「友の会の集い」

- ・ 被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施し、全50支所において、794人が参加した。

そのうち40支所においては、被害者家族の一層のコミュニケーションを図ることを目的として、1泊2日の行程で実施し、好評を得た。

さらに、集いの機会等を利用して「保護者交流会」を延べ71回実施し、育児など共通の話題から保護者同士の交流を深める取組みを実施した。

#### 「友の会コンテスト」

- ・ 交通遺児等の創作活動を通じた健全育成を目的に毎年実施している「友の会コンテスト」について、平成25年度は「書道コンテスト」を実施し、多くの応募作品の中から75作品が各賞を受賞し、本部及び各主管支所、支所において表彰式を開催した。

#### 「企業等による支援」

- ・ 企業・団体に対し支援を要請した結果、友の会会員504人が企業等主催のイベント等に招待された。

〔NASVA 主催による各種行事〕



【友の会の集い】



【保護者交流会】



【友の会コンテスト（平成25年度：書道）

（右は国土交通大臣賞受賞作品「ヨウ」（訓読み：「かがや」く）

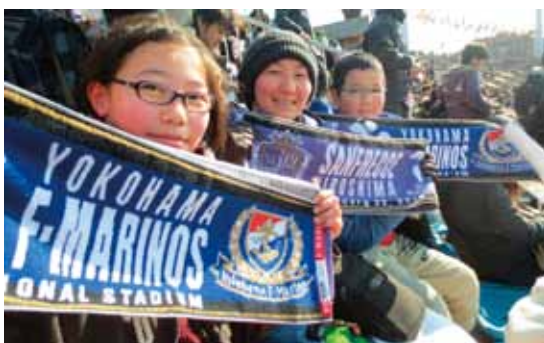




〔各企業等の協力を得て実施した各種行事〕



【コスモ石油(株)主催の「わくわく探検隊」】



【(公社)日本プロサッカーリーグ主催の「ゼロックスカップ」(サッカー)】



【マツダ(株)主催の「マツダオールスターゲーム」(プロ野球)】

### 3) 交通遺児等に対する精神的支援に関する評価度

交通遺児友の会会員に対するアンケート調査(5段階評価)の結果、目標値の4.0を上回る4.58の評価を得た。

アンケート調査では以下の項目について調査し、全ての項目において4.0を上回った。

#### 【調査項目】

- ・友の会だより(会報)に掲載の記事・情報(4.56)
- ・友の会コンテスト(書道)の全体的な満足度(4.57)
- ・友の会の集い(旅行会)の全体的な満足度(4.65)
- ・保護者交流会の全体的な満足度(4.60)
- ・家庭相談員の相談対応、受付時間、相談方法等(4.52)



**【調査の概要】**

- ・調査期間：平成26年2月
- ・調査対象：交通遺児友の会会員世帯（1,146世帯）
- ・回収数：421通（回収率：36.7%）

**中期目標達成に向けた次年度以降の見通し**

- 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。
- 上記施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、4.0以上とする。

**その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

## (5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応

### 中期目標

自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

### 中期計画

自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。

さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。

### 年度計画

- ① 情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行うとともに、情報案内サービスの周知に努めます。  
また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への研修等を行います。
- ② 交通遺児等に対する相談支援の充実を図るため、家庭相談員が適切な指導、助言を行うための研修を実施し、資質の向上を図ります。
- ③ 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、重度後遺障害者等に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施します。
- ④ 被害者援護に係る各種情報を、機関誌、ホームページ等の活用により発信します。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 自動車事故被害者に対する情報案内サービス「NASVA交通事故被害者ホットライン（以下「ホットライン」という。）」の利用向上のため、積極的な広報を行うとともに、情報提供機能の水準を高めるため、オペレーターへの適切な研修等を行うこととした。
- 2) 交通遺児等育成支援事業の実施担当者として各支所に置かれている家庭相談員について、資質向上のための研修を行うこととした。
- 3) 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、重度後遺障害者等に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施することとした。
- 4) 被害者援護に係る各種情報を、機関誌「ほほえみ」やホームページ等の活用により発信することとした。

### 当該年度における取組み

#### 1) ホットライン利用向上のための取組み

- ホットライン利用向上のため、例年、損害保険会社、都道府県警、市町村等に対しリーフレットの配布や各支所において周知活動を行っているところであるが、平成25年度は新たに以下の主要な取組みを実施した結果、ホットラインの利用実績は受付件数3,157件（対前年度76件増）、相談窓口紹介件数は5,329件（対前年度1,096件増）といずれも前年度を上回った。

- ・ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成の上、以下をはじめとする集客イベントの場で配布した。
  - 東京モーターショー2013
  - ナスバギャラリーIn 東京
  - 交通安全。アクション2013
  - 内閣府主催「交通事故で家族を亡くした子どもの支援」に関するシンポジウム（東京）」
- また、ホットラインが実施するアウトバウンド業務※により、救命救急病院、回復期リハビリ病院約1,000カ所に対し周知活動を行い、うちチラシの配布に応じた745カ所に対し約15,000枚のチラシを配布した。
- ※コールセンター事業者を利用した周知活動を行う。



チラシ(表)

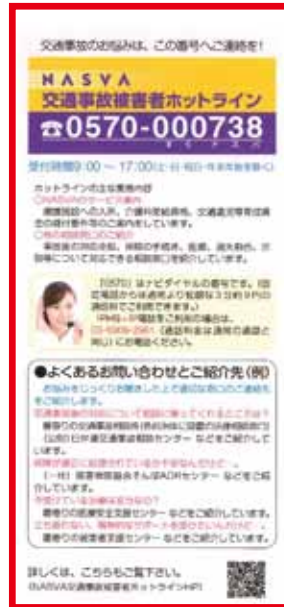


チラシ(裏)



マグネットシール

- ・「被害者援護制度紹介リーフレット」の内容、特にホットラインのページについて利用例を掲載するなど、抜本的に内容を修正の上、各主管支所、支所に配布し、各現場を通じて各関係機関に対し周知を行った。



リーフレット(旧:左、新:右) ※ がホットライン紹介ページ

○ 情報案内サービスに従事する者（オペレーター）が的確に情報提供ができるよう、以下の取組みを実施した。

- ① ホットラインオペレーターに対し、仙台主管支所コーディネーターを講師として、NASVAの被害者援護業務の実務を具体的に学ぶ講義を受講させた。
- ② ホットラインオペレーターが、アウトバウンド業務において、療護施設の業務案内を的確に行えるよう、東北療護センターの見学を実施し、質疑応答により理解を深めさせた。



仙台主管支所コーディネーターによる講義

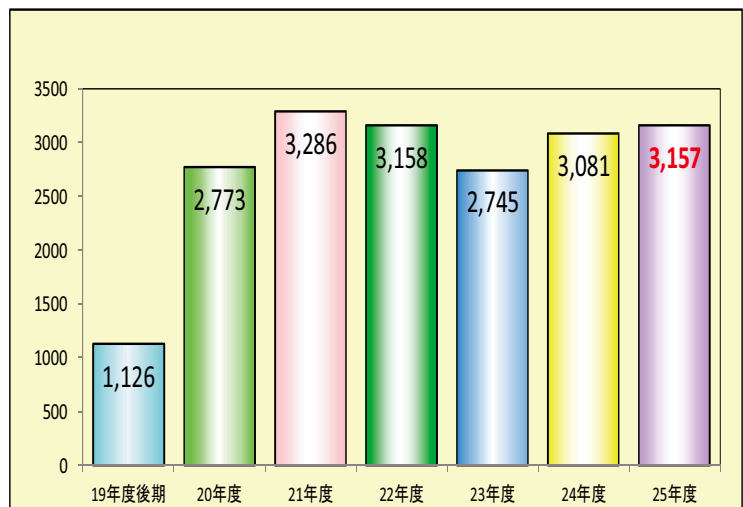


東北療護センター見学・質疑応答

○ ホットラインの利用実績

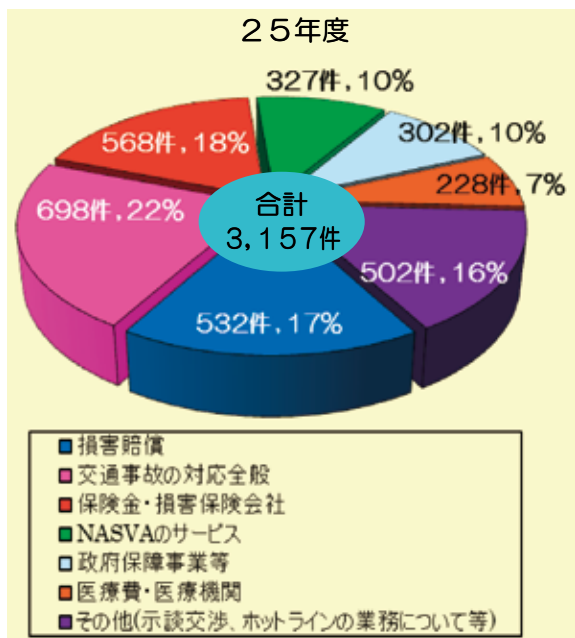
受付件数 3,157件  
 相談窓口紹介件数 5,329件

※複数の相談窓口を紹介することがあるため、受付件数と一致しない。



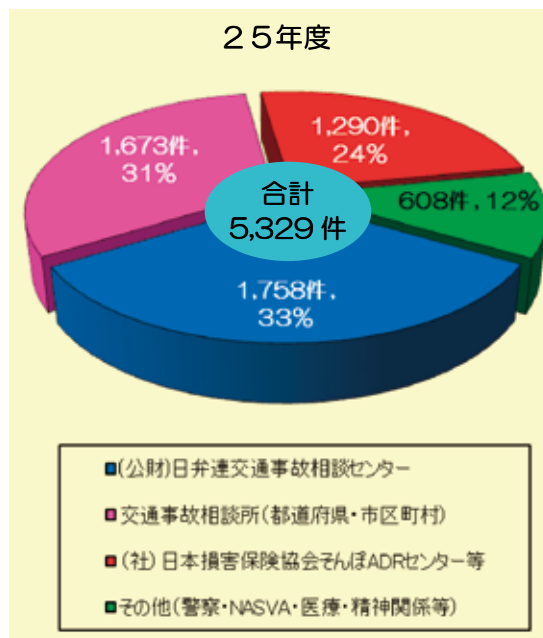
【相談者からの問い合わせ内容】

「損害賠償」及び「交通事故の対応全般」「保険金・損害保険会社」に関連する問い合わせが6割弱



【紹介した相談窓口】

都道府県・市区町村の交通事故相談所及び(公財)日弁連交通事故相談センターの紹介が6割強



2) 家庭相談員に対する研修

家庭相談員が一層適切な指導、助言を行うための研修を実施しており、平成25年度は本部において全支所の相談員を対象とした研修を6月27~28日の日程で実施し、臨床心理士による被害者心理に関する講義、NPO法人大阪アドボカシーセンター(被害者支援センター)講師による被害者相談に関する講義及び実技研修のほか、全国の相談員による意見交換を行い、交通遺児等育成支援における知見、情報の共有を図った。



臨床心理士による講義



被害者支援センター講師による実技研修



### 3) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施

主管支所に設置した「在宅介護相談窓口」において、療護施設と連携し、2,126件の相談に対応して、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等を行った。

主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」に関するものだった。

### 4) 被害者援護に係る各種情報発信

機関誌「ほほえみ」を年4回発行し、介護料受給者を対象に配布した。特集記事として、ナ斯巴被害者援護業務の取組みを掲載するとともに、東日本大震災の教訓と備えとして、災害に役立つアイデア等、受給者の方から要望のあった有益な記事を掲載した。

### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

ホットラインの利用は前年度比102.4%と向上しており、一層の利用向上を図るとともに、的確な情報交換を行う。

また、交通遺児等に対する相談支援の充実、重度後遺障害者等に対する相談支援の効率的実施及び被害者援護に係る各種情報を積極的に発信する。

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## (6) 自動車アセスメント情報提供業務

### 中期目標

- ① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえた新法人への円滑な移管及びそのための体制整備について、所要の取組を行う。

### 中期計画

- ① 国及び関係機関と連携しつつ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）を踏まえた、独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人（以下「新法人」という。）への円滑な移管及びそのための体制整備について、所要の取組を行います。

### 年度計画

- ① 自動車アセスメント情報提供業務の移管について、国土交通省及び関係機関と連携し、政府における議論の動向を把握しつつ、平成24年度の調査研究を踏まえて必要な取組を進めます。

### 年度計画における目標設定の考え方

平成24年度の調査研究を踏まえ、自動車アセスメント事業の移管に伴う効率的な事業運営等について検討することとした。

### 当該年度における取組み

- ① 検討に際しては昨年度と同様に国土交通省、独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」と言う。）およびNASVAからなる「移管検討委員会」を設置し調査結果を精査することとした。
- ② 移管検討委員会において、アセスメント試験の移管にかかる経費、試験工数等を精査したところ、すべての試験を研究所で実施するためには、新たな試験施設の整備、維持管理に伴う経費および現在の試験要員のスキル向上と増員が必要であった。
- ③ 以上のことから、アセスメント事業を効率的に運営するためには現状の体制を維持し、更なる充実を図ることとした。

### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

移管に関しては、中期目標の見直しが行われることを踏まえ、現状の体制を用いてアセスメント事業の更なる充実を図ることとしたい。

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報



### 中期目標

- ② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、機構が業務を担い、車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

### 中期計画

- ② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、以下の取組を行います。
- ア 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。
- これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- イ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。
- ウ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

### 年度計画

- ② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。
- これにより安全性能に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- ③ 利用しやすい、わかりやすい情報の提供を図るため、以下の取組を行います。
- ア 一層わかりやすいパンフレットを配布します。
- イ 一層わかりやすくホームページを改善します。
- ウ 自動車アセスメント試験発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行います。
- エ マスメディアに対して自動車アセスメントの公開を行うなど、マスメディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。
- オ モーターショーに出展します。
- ④ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度（25年度）について、4.0以上とします。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 安全性能に係る評価指標（運転席、助手席の乗員保護性能評価、歩行者頭部保護性能評価）について、過去に自動車アセスメント評価を実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるよう、広報等によりユーザーの安全性への関心を高めるとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めることで、安全性の高い自動車の普及を図ることとする。

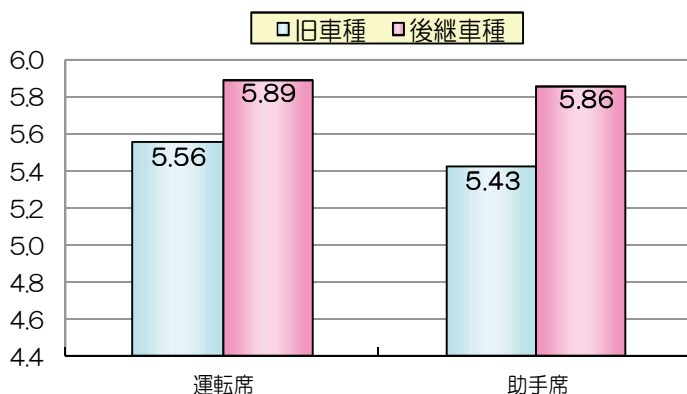
- 2) メディアワーキングの意見を踏まえてチャイルドシートアセスメントパンフレットの改善を図ることとした。
- 3) メディアワーキングの意見を踏まえてホームページを改善することとした。
- 4) 自動車アセスメント等を広く一般ユーザーに周知するため、自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行うこととした。
- 5) マスメディアに対して自動車アセスメント試験の公開を行うなど、マスメディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行うこととした。
- 6) 第43回東京モーターショーに出展し、自動車アセスメント事業を来場したユーザーに周知することとした。
- 7) ユーザーに対する満足度調査を行い、5段階評価による評価度について4.0以上を目標とした。

### 当該年度における取組み

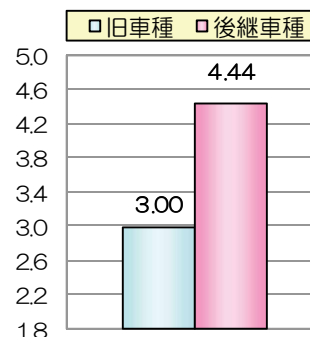
- 1) 自動車アセスメント試験の結果、後継車種(9車種)について、乗員保護性能評価及び歩行者頭部保護性能評価は、旧車種の評価指標の平均値以上となった。

また、側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグについては、装備のなかった旧車種が後継車種では5モデルに装備されていることから、安全対策が着実に進んでいる。

後継車種の評価指標の推移  
(乗員保護性能)



後継車種の評価指標の推移  
(歩行者頭部保護性能)



新・安全性能総合評価のうち、最高評価であるファイブスター（以下「5★」と表記。）を獲得した車種数は、評価開始当初の平成23年度は3車種であったが、昨年度は7車種が獲得するとともに、当初は獲得が困難と思われた軽自動車においても5★評価を受けた車種が出てくる等安全性能の向上が窺える。

5★賞受賞車両数の推移

年 度	最 高 得 点 (車 種)	5★賞受賞車種数
平成23年度	179.6点 (レクサス：CT200h)	3車種
平成24年度	184.8点 (三菱：アウトランダー)	6車種
平成25年度	189.7点 (トヨタ：クラウン)	7車種

アセスメント試験結果において評価が低かった車種が、その後、設計変更を行い、国土交通省の認可を得た後に、自動車製作者が再度、アセスメント試験を希望して評価の改善を得る等メーカーの安全な車両の開発意識が向上している。

オフセット前面衝突試験結果の改善の例

試験実施時期		前期（改修前）	後期（改修後）
得点（評価）	前席	9.16（レベル4）	10.20（レベル4）
	後席	5.53（レベル1）	6.59（レベル2）
総合評価		149.6（★★★）	152.2（★★★★）

2) チャイルドシートのパンフレットについて、評価結果の記載箇所が分かりにくいとの意見があったことから、デザインを見直すとともにメーカーロゴを製品ロゴ付近に配置した。

### チャイルドシートのパンフレットのデザイン変更

変更前



変更後



3) ホームページについて、文字が小さく検索操作がしにくいとの意見があったことから、使用頻度の高い車両区分のロゴデザインの変更や自動車製作者欄をゴシック体からメーカーロゴデザインに変更することにより、ロゴの一部をクリックすると検索できるようにした。

## ホームページのデザイン変更

変更前



変更後



4) 自動車アセスメントを一般ユーザーに周知するため、平成25年11月22日に「平成25年度自動車アセスメント結果公表（前期）」に伴い、第43回東京モーターショー会場で新・安全性能総合評価において最高評価（5★）を得た車種に対し「JNCAPファイブスター賞」を授与した。

また、平成26年5月9日・10日に「平成25年度自動車アセスメント結果発表会」を二子玉川駅前のギャラリーで開催し、「JNCAPファイブスター賞」、「JNCAP大賞」、「軽自動車部門 JNCAP大賞」を授与した。

5★賞受賞車：「トヨタ クラウン ハイブリッド」、「マツダ アテンザ」、「三菱 アウトランダーPHEV」、「フォルクスワーゲン ゴルフ」、「ホンダ N-WGN」、「ホンダ フィット」、「ホンダ アコードハイブリッド」

なお、自動車アセスメント試験の得点が過去最高得点となった車両に対し授与する「JNCAP大賞」は、「トヨタ クラウンハイブリッド（189.7点）」が、「軽自動車部門 JNCAP大賞」は「ホンダ N-WGN（178.8点）」が受賞した。

さらに、5★賞発表後、一般ユーザーから5★賞のロゴマークシールを送付して欲しい旨の依頼があったほか、インターネットの掲示板、フェイスブックでも5★賞受賞の話題が掲載された。

### 【平成25年度アセスメント結果発表会概要】

#### (1) 来場者数

報道関係者：67人、一般来場者：34,968人

#### (2) 結果発表会

- ① 自動車アセスメントの紹介及び試験結果の発表
- ② JNCAPファイブスター賞の発表及び表彰
- ③ 元パラリンピック選手、女優、自動車製作者の技術担当者によるトークショー



(3) 一般公開

- ① 平成25年度自動車アセスメントで評価が高かった試験車両（7車種）及びチャイルドシート（2機種）の展示
- ② アセスメント試験関係パネル展示、試験映像の放映及びパンフレットの配布
- ③ 自動車製作者ブースでの車両・パネル展示及び技術解説
- ④ アトラクション（i-NATS体験受診、シートベルトコンビンサー（模擬衝突体験機）、こども免許証の発行、スタンプラリー及びジャグリング等の大道芸）

(4) 報道実績

- ① 新聞：2紙（日刊自動車新聞、交通毎日新聞）
- ② Webサイト：25サイト（Yahoo NEWS、カーウォッチ、カーセンサーNET等）
- ③ 雑誌：2紙（JAF Mate、ベストカー）

【東京モーターショーにおけるファイブスター賞の授与の様様】



トヨタ クラウンの受賞



マツダ アテンザの受賞

【平成25年度自動車アセスメント結果発表会の様様】



表彰状の授与



5★賞大型メダルの授与



JNCAP大賞の授与



軽自動車部門 JNCAP大賞の授与



ラジオ出演による事前の広報活動



5★賞受賞者等によるトークショー



アセスメント関連パネルの展示



交通遺児作品の展示

5) メディア関係者に対して自動車アセスメント試験の公開を行い、マスメディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行った。

また、広くアセスメント業務を周知するため、一般ユーザー等にアセスメント試験を公開した。

(1) メディア関係者に対する試験公開

平成26年2月20日に一般財団法人日本自動車研究所において、オフセット前面衝突試験をマスメディアに対して公開した。

また、試験車両の有効活用等の観点から、つくば市消防本部と連携して試験車両を用いた救



出訓練も行い、これも併せて公開した。

【報道実績】

- ① テレビ：4番組  
(ニュースエブリー、ニュースゼロ、Oha! 4 NEWS LIVE、日本経済新聞(映像版))
- ② 新聞：3紙(日刊自動車新聞、交通毎日新聞、茨城新聞)
- ③ Web：15サイト(Yahoo ニュース、Goo ニュース、TBS ニュース、テレ朝ニュース、MSN ニュース等)
- ④ 雑誌：8紙(月刊ルポラン、カーセンサー、ベストカー、自動車セミナー等)



取材する報道陣



試験車両の取材の様様



救出訓練の様様



救出訓練におけるドアの切断



テレビ放映

同様の事態の山崎一徳所長が「電気が見えたら、いくら安全と言われても逃げるとしては無い、訓練用にハイブリッド車を提供していただけではありけなかつた」と語った。

訓練に先立ち、ハイブリッド車の燃電防止性能を調べる測定が最も公開した。同様の職員らが、衝突後に、バッテリーからの送電が適正に自動遮断されたが、バッテリー内の電線が断れているのを調べた。



動画の配信状況



(2) 一般ユーザー及び交通事故被害者団体代表者に対する試験公開

東京モーターショーにおいてアンケートに回答したユーザー（10名）及び交通事故被害者団体代表者をアセスメント試験に招待し、アセスメント事業の紹介を行うとともに、座談会を設けて意見交換等を行った。



一般ユーザー等との座談会



交通事故被害者の講演

6) 平成25年11月22日から12月1日まで開催された第43回東京モーターショーに出展し、試験車両・パネルの展示、試験映像の放映、パンフレットの配布等を行いアセスメント事業の広報を行った。

なお、来場したユーザーに対しアンケートを実施して自動車アセスメントの認知度等を把握した。

【第43回東京モーターショー出展概要】

(1) 出展内容

- ① 自動車アセスメント試験車両、人体模型（ダミー）、脚部試験装置（脚部インパクト他）試験用チャイルドシートの展示
- ② 平成25年度自動車アセスメント試験結果、試験内容等のパネル展示
- ③ 自動車アセスメント等パンフレットの配布（30,000部）

(2) アンケート調査

- ① アンケートの回収枚数 995枚（回収率：66%）
- ② アンケート結果 認知度 33.4%  
購入の際に参考とした人 45%  
（既にアセスメント試験を知っている方対象）  
今後参考にしたいとした人 81%

(3) 出展の様様

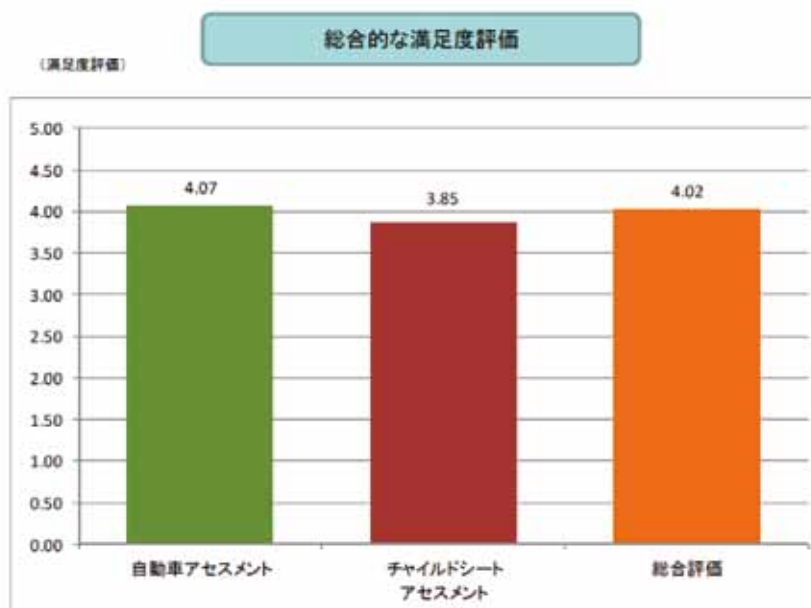


展示ブース外観



試験車両の展示説明

7) 平成26年1月15日～1月30日に無作為に抽出した運転免許保有者に対しアンケート調査を行った結果、目標値である4.0以上と同一の4.02の評価を得た。  
 なお、有効回答数は614件であった。



### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 安全性能に係る評価指標（運転席、助手席の乗員保護性能評価、頭部保護性能評価、歩行者頭部保護性能評価）について、過去に自動車アセスメント評価を実施した車種の後継車種が、旧車種の評価指標の平均値以上となるよう、広報等を行いユーザーの安全性に対する関心を高めるとともに、自動車製作者の安全な車両開発意識を高めることで、安全性の高い自動車の普及を図る。
- パンフレット等の配布、ホームページの改善、一般の人も含めたアセスメント試験の公開、地方も含めたイベント開催等によりユーザーに対しわかりやすいアセスメント情報を提供する。
- 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、4.0以上とする。

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

#### 1. 広告掲載

運転者に対する安全な自動車の啓発活動として、関東一円のサービスエリアで配布される「首都高マップ」に自動車等アセスメントの広告を掲載した。



#### 2. ラジオ番組への出演

文化放送「くにまるジャパン」、FM東京「ユメルのモナリザラウンジ」に企画部長が出演し、平成25年度結果発表会の広報用にNASVAの概要及び自動車アセスメント等の紹介を行った。

放送日：文化放送 4月28日、30日、5月1日、2日  
FM東京 5月3日

【収録の様様】



文化放送での収録



FM東京での収録

### 3. ファイブスターロゴ等の活用

新安全性能総合評価において、5★賞を獲得した安全性能の高い車両をユーザーに選択してもらうため、該当メーカーに対し「ファイブスターロゴ」等の活用を働きかけたところ以下の対応があった。

#### (1) トヨタ自動車（株）

- ・全国の主なディーラー及びショールームで5★賞を受賞した旨のパネル展示を行った。
- ・5★賞及びJNCAP大賞を受賞した旨をカタログに記載した。
- ・5★賞及びJNCAP大賞を受賞した旨のリーフレット（2,000枚）をディーラーで配布した。
- ・ディーラーの展示車両に5★ロゴのシールを貼付した。
- ・一般紙の全国版に広告掲載を行い、広告内で5★賞受賞を掲載した。

【ショールームの展示】





【リーフレット】 ↓ 【5★ロゴシールの貼付】



【カタログ掲載】 ↓



【新聞全面広告】



(2) 本田技研工業（株）

- ・ 全国の主なディーラーの広告に5★賞を受賞した旨の記載を行った。
- ・ 5★賞受賞CM（15秒）を放映した。
- ・ ホームページ（トップページ）に5★賞受賞を掲載した。



【テレビCM】 ↓

【ホームページ】 ↓



【販売店のちらし】 ↓



(3)三菱自動車工業（株）

- ・ 5★賞及びJNCAP大賞（平成24年度）を受賞した旨をカタログに記載した。
- ・ ホームページ（トップページ）に5★賞受賞を掲載した。

【カタログ掲載】 ↓

【ホームページ】 ↓



(4)フォルクスワーゲングループジャパン

- ・全国の主なディーラーの広告に5★賞を受賞した旨の記載を行った。



○参考：平成24年度受賞車両の例

(1)マツダ（株）

- ・全国の主なディーラーで5★賞を受賞した旨のパネル展示を行った。
- ・新聞広告（一般紙関東版）掲載に際して、5★賞受賞を掲載した。

【ディーラーにおける展示】 ↓



【新聞広告】 ↓



(2)富士重工業（株）

- ・全国の主なディーラーで5★賞を受賞した旨の展示を行った。
- ・5★賞を受賞した旨をカタログに記載した。
- ・5★賞を受賞した旨のリーフレット（100,000枚）をディーラーで配布した。
- ・テレビCMで5★賞受賞を放映した。



【カタログ掲載】



↓ 【リーフレット】 ↓



【テレビCM】



【ディーラーにおける展示】



### 中期目標

- ② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、機構が業務を担い、車両の安全性に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

### 中期計画

- ② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、以下の取組を行います。
- エ 衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。  
また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。
- オ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。
- カ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

### 年度計画

- ⑤ 歩行者保護性能試験の改善について検討を行います。
- ⑥ 予防安全技術試験導入のための調査研究を行います。
- ⑦ 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てます。  
また、これらの関係機関と連携を深めます。
- ⑧ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 歩行者保護性能試験については、平成24年度の調査結果に軽自動車の実車試験結果を追加し総合的なデータ収集を行うこととした。
- 2) 平成25年度の調査結果を踏まえた予防安全性能アセスメント試験に必要な調査研究を行い、試験方法及び評価方法を確立することとした。
- 3) 各国アセスメント関連機関、専門家と継続的に討論及び情報交換を行い、試験方法、評価方法等の開発に資するために、各種国際会議に参加する。
- 4) 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

## 当該年度における取組み

### 1) 歩行者保護性能評価試験における試験速度等の変更に伴う調査研究の実施

歩行者保護性能評価試験については、試験速度及び評価基準を見直すために平成24年度に普通自動車を用いた調査及び車両変形シュミレーション等の調査研究を実施した。

平成25年度においては、車体寸法の制約が多い軽自動車についても、実車を用いた試験を行い、得られた試験データを平成24年度の試験データと併せて総合的に検証した。

今後、学識経験者等で構成される歩行者保護技術検討ワーキンググループで調査結果の精査を行い試験方法等の改正について検討する。



【頭部・脚部保護性能試験の打撃位置】



【頭部保護性能試験の様相】



【脚部保護性能試験の様相】

### 2) 予防安全技術試験導入のための調査研究の実施

予防安全アセスメント試験の実施については、平成24年度の自動車アセスメント評価検討会において承認されたロードマップに基づき、先進安全技術（ASV）において事故低減効果の高い衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）〔対車両〕及び車線逸脱警報装置（LDWS）について、評価試験導入に必要な性能等の調査研究を実施した。

調査結果を予防安全技術検討ワーキンググループにおいて検討を行い、衝突被害軽減制動制御装置〔対車両〕及び車線逸脱警報装置の試験方法及び評価方法を確立するとともに、各自動車メーカーが積極的に参画し、着実に実施できる枠組みを準備して、平成26年度からアセスメント評価試験を実施することとした。

## 予防安全技術の自動車アセスメントのロードマップ



### （１）衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）〔対車両〕

試験概要：目標試験車両（ターゲット）に対し設定された速度で接近し、衝突の可能性が高くなった状況において、システムが作動し警報及び衝突回避・減速のための制動が行われることを確認する。



【自動運転ロボットの搭載】



【目標試験車両の牽引状態】

### （２）車線逸脱警報装置（LDWS）

試験概要：試験車両を一定速度で車線を横断するように走行させ、自動車が生線線を逸脱する危険がある若しくは逸脱したことの警報を確認する。





3) 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てる。

- ① 5月14日にアメリカ損害保険協会（IIHS）が来所し予防安全性能アセスメントの導入について情報交換を行うとともに、衝突安全性能試験についても意見交換を行った（スモールオーバーラップ、側面衝突等）。
- ② 5月27日からのソウル（韓国）で開催されたESV（Enhanced Safety of Vehicles）会議及びグローバルNCAPに出席し、JNCAPの現状を発表するとともに、今後導入が予定されている予防安全性能アセスメントの実施概要等について情報交換を行った。



IIHSの会議資料



ESV会議においてJNCAPの現状を報告

- ③ 7月30日に中国NCAPが来所し、2014年から中国で開始されるチャイルドシートアセスメントについて意見交換を行った。



意見交換の様子

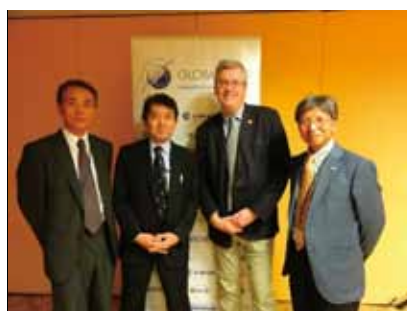


CRS使用性試験の説明

- ④ 11月25日からリオデジャネイロ（ブラジル）で開催されたグローバルNCAPテクニカルミーティングに出席し、ブラジル政府に対しJNCAPの効果等について説明するとともに、NCAP実施機関との情報交換を行った。



グローバルNCAP会議の様子



ラテンNCAPメンバーと

- ⑥ 2月4日、5日にオーストラリアンNCAP、アセアンNCAPとのテクニカルミーティングを実施し、試験方法等について意見交換を行った。



ANCAPのボール衝突試験の実施状況



ANCAPの試験実施後の試験車両の確認

- ⑥ 2月13日にアセアンNCAPとのテクニカルミーティングを実施し、試験方法等について意見交換を行った。

- ⑦ 2月14日に Euro NCAP（英国の試験機関 Thatcham）が来所し、予防安全性能全性能アセスメント試験等について情報交換を行った。



Euro NCAP（英国の試験機関 Thatcham）との情報交換の様様

- 4) 平成25年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページ等で公表した。

#### タスクフォースによる外部評価結果

##### (1) 安全性の向上

安全性の向上については、「乗員保護性能」及び「歩行者頭部保護性能」に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値は旧車種の評価指標の平均値を上回っており、後継車種における安全性の向上が認められる。

また、側面衝突時に運転席の頭部保護効果が高いサイドカーテンエアバッグについては、装備のなかった旧車種が後継車種では5モデルに装備されていることから、安全対策が着実に進んでいることが認められる。



加えて、アセスメント評価対象車両の得点向上、最高評価のJNCAPファイブスター賞受賞車両が増加していることから自動車製作者の安全に対する意識を向上させたことが窺え、評価できる。

引き続き、ユーザーにわかりやすい広報活動を積極的に行うとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に寄与することを期待する。

#### (2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

衝突時の安全については、自動車乗車中よりも歩行中の交通事故死者数が多い現状を踏まえ、歩行者の交通事故被害の軽減のために「歩行者保護性能試験における試験速度の変更に伴う調査研究」を実施していることは評価できる。

また、予防安全については、予防安全技術である衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）〔対車両〕及び車線逸脱警報装置（LDWS）の試験方法及び評価方法を確立し、平成26年度から自動車アセスメントとして実施可能としたことは、高く評価できる。

今後も、交通事故被害の軽減及び交通事故を未然に防止する観点から、交通事故の現状を把握し、交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討・見直しを進めるとともに、「予防安全技術の自動車アセスメントのロードマップ」に基づく導入を目指すなど、更なる充実を図る必要がある。

#### (3) 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換

海外のアセスメント関係機関との連携については、多くの国際会議等においてJNCAPの取組みを紹介するとともに予防安全技術の試験方法等の実施に向けて意見交換するなど、積極的に情報交換しており、努力が認められる。

今後も、海外のアセスメント関係機関との連携を積極的に行い、JNCAPの充実を図る必要がある。

#### (4) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

アセスメント結果発表会の開催、試験のメディアへの公開及び東京モーターショーへの出展等積極的に広報活動を行った結果、テレビ、雑誌等で多数の報道がされるとともに、新たに一般ユーザー及び交通事故被害者団体にもアセスメント試験を公開することにより周知の拡大に取り組んだことは評価できる。

また、アセスメント情報を分かりやすく、比較しやすくするためパンフレットの見直し、ホームページの充実を行っており努力が認められる。

今後も新・安全性能総合評価の結果について、ユーザーにとって分かりやすい広報手法について検討を進めることを期待する。

#### 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 歩行者保護性能試験、乗員保護性能試験及びチャイルドシートの前面衝突試験の改善について検討を行う。
- 衝突被害軽減制動制御装置（対車両）等の評価試験を平成26年度から実施する。

- 車両周辺情報提供装置の評価試験導入に係る調査研究を実施する。
- 海外のアセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法等の改善に役立てる。
- 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## (7) 自動車事故対策に関する広報活動

### 中期目標

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

### 中期計画

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。

### 年度計画

機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制、マスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施します。

また、国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、各サイト毎のアクセス数が総体的に増加することを目指します。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施することとした。
- 2) 国等と協力した周知宣伝活動やインターネット・マスメディア等を活用した広範な広報活動を着実に実施するとともに、交通安全関係各種イベントへ積極的に参加することとした。
- 3) 国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、アクセス件数が増加することを目指す。

### 当該年度における取組み

- 1) 当機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、「マツダスタジアム」において行われたプロ野球の試合開催時（観客約3万人）時に、同球場内にナスバブースを開設し、i-NATS（NASVAのインターネットを活用した適性診断システム）の体験受診や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦においてNASVAのPRビデオを放映した。

#### 【NASVAのCMおよびブースの様子】



2) 全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。

【「交通安全。アクション2013」のブースの様子】



3) NASVAギャラリーの設置

自動車事故被害者(交通遺児や重度の障害を負った方)が描いた絵や写真等の作品を展示する「NASVAギャラリー」を支所事務所に順次設置した。「NASVAギャラリー」は「被害者に寄り添える場所」として、また、適性診断で訪れるドライバー等に「交通安全意識を高めてもらうこと」を目的としたもので、被害者支援と事故防止を一体として行っているNASVAにしかできない取組みとなっている。

また、支所外での展示を東京メトロ銀座線三越前駅、同日比谷線銀座駅構内にて行い、延べ約2万5千人に対して被害者支援に関する情報発信を行い、共感する声が多く寄せられた。



【地下鉄駅構内での展示の様子】

【東京主管支所NASVAギャラリー】

4) 新たな機構概要(パンフレット)の作成・配布

NASVAは安全指導業務、被害者援護業務及び安全情報提供業務を一体的に実施する自動車事故対策の専門機関であることを判りやすく説明した総合的なパンフレットを新たに作成し、地方自治体、関係機関等に広く配布した。

【新たなNASVAパンフレット(表紙)】



5) ホームページの活用

NASVAの広報活動を推進するため、ホームページについてはアクセスしやすく、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速なデータの追加・更新を行った。このような取組みを行った結果、平成25年度は全体で212万件のアクセス件数を記録し、前年度とほぼ同水準のアクセスがなされた。

なお、より国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるよう現行ホームページの改修を実施するため、25年度は現行ホームページの操作の容易性、見やすさ等に関する調査を行い、次年度に実施するホームページのリニューアルに向けた改善事項を取りまとめた。

## 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制やマスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施する。

また、国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を実施し、各サイト毎のアクセス数が総体的に増加することを目指す。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### 3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

#### 中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

#### 中期計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を以下のとおり策定します。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

中期計画予算（平成24年度～平成28年度）

予算		収支計画		資金計画	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区	分	金額	区	分	金額
<b>収入</b>			<b>費用の部</b>		61,042
政府借入金		0	経常費用		61,042
運営費交付金		34,065	人件費		16,864
施設整備費補助金		1,994	業務費		37,948
政府補助金		17,169	管理関係業務費		6,207
回収金等収入		3,383	一般管理費		4,863
業務収入		9,811	減価償却費		1,344
その他収入		197	財務費用		22
			支払利息		22
計		66,618	臨時損失		0
<b>支出</b>			固定資産除却損		0
人件費		16,864	貸倒損失		0
業務経費		39,318			
施設整備費		1,994	<b>収益の部</b>		61,647
一般管理費		4,927	運営費交付金収益		33,276
貸付金		832	政府補助金		17,169
借入金償還		6,398	業務収入		9,811
計		70,333	その他収入		231
			寄付金収益		0
			資産見返運営費交付金戻入		1,153
			資産見返補助金戻入		9
			資産見返物品受贈額戻入		0
			臨時利益		0
			<b>純利益</b>		606
			<b>前中期目標期間繰越積立金取崩額</b>		1
			<b>総利益</b>		606
			<b>（予算の説明）</b>		
			1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 13,010 百万円を支出する予定である。		
			2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。		
			3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。		
			4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。		
			<b>（運営費交付金の算定ルール）</b>		
			次頁のとおり。		



### 第3期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

#### 1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

##### (イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

##### (ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額

－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

##### (ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（25年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

#### 2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

#### 3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）×政策係数（ $\delta$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

#### 4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ $\delta$ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：対前年度 0.97、平成 28 年度は対 23 年度 0.85 として推計

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：対前年度 0.98、平成 28 年度は対 23 年度 0.90 として推計

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数（ $\delta$ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は 0 として推計

特殊要因：中期計画期間中は積み上げ方式で推計

**年度計画**

以下のとおり。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

中期計画予算 (平成 25 年度)

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
<b>収入</b>	
政府借入金	0
運営費交付金	6,772
施設整備費補助金	405
政府補助金	3,305
回収金等収入	701
業務収入	1,977
その他収入	41
計	13,201
<b>支出</b>	
人件費	3,131
業務経費	7,938
施設整備費	405
一般管理費	1,000
貸付金	173
借入金償還	1,398
計	14,044

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
<b>費用の部</b>	12,194
経常費用	12,194
人件費	3,131
業務費	7,768
管理関係業務費	1,291
一般管理費	986
減価償却費	305
財務費用	3
支払利息	3
臨時損失	0
固定資産除却損	0
貸倒損失	0
<b>収益の部</b>	12,226
運営費交付金収益	6,614
政府補助金	3,305
業務収入	1,977
その他収入	48
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	281
資産見返補助金戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
<b>純利益</b>	32
<b>前中期目標期間繰越積立金取崩額</b>	0
<b>総利益</b>	32

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
<b>資金支出</b>	15,944
業務活動による支出	12,041
投資活動による支出	562
財務活動による支出	1,422
翌年度への繰越金	1,919
<b>資金収入</b>	15,944
業務活動による収入	12,791
運営費交付金による収入	6,772
政府補助金による収入	3,305
業務収入	2,679
その他収入	35
投資活動による収入	1,342
有価証券の償還による収入	930
施設整備費による収入	405
投資その他の資産の精算による収入	7
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前年度よりの繰越金	1,812

(予算の説明)

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 2,384 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

(運営費交付金の算定ルール)

次頁のとおり。

## 平成 25 年度 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

### 1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額±退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額  
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

### 2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）×消費者物価指数（ $\gamma$ ）×政策係数（ $\delta$ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

### 4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ $\delta$ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 平成 25 年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ $\alpha$ ）：対前年度 0.97

業務経費の効率化係数（ $\beta$ ）：対前年度 0.98

消費者物価指数（ $\gamma$ ）：1.00

政策係数（ $\delta$ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

中期計画実績（平成25年度）

予算

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
<b>収入</b>			
運営費交付金	6,772	6,772	0
施設整備費補助金	405	391	13
政府補助金	3,305	3,187	118
回収金等収入	701	621	80
業務収入	1,977	2,337	▲360
その他収入	41	137	▲96
計	13,201	13,446	▲245
<b>支出</b>			
人件費	3,131	2,901	231
業務経費	7,938	7,734	204
施設整備費	405	391	13
一般管理費	1,000	976	24
貸付金	173	73	100
借入金償還	1,398	1,398	0
計	14,044	13,472	572

収支計画

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
<b>費用の部</b>	12,194	11,840	354
経常費用	12,194	11,827	367
人件費	3,131	2,901	231
業務費	7,768	7,677	92
管理関係業務費	1,291	1,245	46
一般管理費	986	926	60
減価償却費	305	319	▲14
財務費用			
支払利息	3	4	▲1
臨時損失	0	13	▲13
固定資産除却損	0	13	▲13
貸倒損失	0	0	0
<b>収益の部</b>	12,226	11,835	391
運営費交付金収益	6,614	5,981	633
政府補助金	3,305	3,138	167
業務収入	1,977	2,337	▲360
その他収入	48	70	▲22
寄付金収益	0	5	▲5
資産見返運営費交付金戻入	281	294	▲13
資産見返補助金戻入	2	8	▲6
資産見返寄附金戻入	0	2	▲2
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0
貸倒引当金戻入	0	0	0
臨時利益			
固定資産売却益	0	1	▲1
純利益	32	▲5	▲37
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	▲0
総利益	32	▲4	▲36

## 資金計画

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差
<b>資金支出</b>	<b>15,944</b>	<b>17,310</b>	<b>▲1,366</b>
業務活動による支出	12,041	11,598	443
投資活動による支出	562	2,220	▲1,658
財務活動による支出	1,422	1,444	▲22
翌年度への繰越金	1,919	2,048	▲129
<b>資金収入</b>	<b>15,944</b>	<b>17,310</b>	<b>▲1,366</b>
業務活動による収入	12,791	12,984	▲193
運営費交付金による収入	6,772	6,772	0
政府補助金による収入	3,305	3,187	118
業務収入	2,679	2,968	▲289
その他収入	35	57	▲22
投資活動による収入	1,342	2,968	▲1,626
譲渡性預金の払戻による収入	0	1,570	▲1,570
有価証券の償還による収入	930	930	0
有形固定資産の売却による収入	0	1	▲1
施設整備費による収入	405	391	13
投資その他の資産の精算による収入	7	76	▲69
その他収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
政府借入金による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	1,812	1,358	453

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・当期総損失4百万円の発生要因

当期総損失4百万円は、当期純損失5百万円から前中期目標期間繰越積立金取崩額0、4百万円を引いたものであり、それぞれの発生要因等は以下のとおりである。

- ① 当期純損失は、主として運営費交付金の対象となっていない貸付業務勘定に係るものであり、貸倒引当金を繰入れたことによる損失である。
- ② 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、国土交通省から第3期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた12百万円のうち、当期の費用の財源に充てるために取り崩したものであり、主として自賠償保険料の前払費用である。

このため、当該総損失については、独立行政法人通則法第44条第2項に基づき、積立金を取崩して処理することとしている。



## 4. 短期借入金の限度額

### 中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

### 中期計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とします。

### 年度計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とします。

### 年度計画における目標値設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

### 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

短期借入は行わなかった

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

### 中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

### 中期計画

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画  
なし

### 年度計画

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画  
なし

### 年度計画における目標設定の考え方

中期計画のとおりなし

### 当該年度における取組み

なし

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## 6. 剰余金の使途

### 中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

### 中期計画

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

### 年度計画

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

### 年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

### 当該年度における取組み

なし

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設及び設備に関する計画

#### 中期目標

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

#### 中期計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金

#### 年度計画

以下のとおり。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設整備費	405	施設整備費補助金
(内訳)		
・千葉療護センター 患者情報システムの整備	130	
・東北療護センター及び岡山療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)のバージョンアップ	173	
・中部療護センター 診断支援画像ネットワークシステムの更新	102	

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

#### 年度計画における目標設定の考え方

平成25年度は、中期計画に基づき、以下の整備を行うこととした。

- ・千葉療護センター 患者情報システムの整備
- ・東北療護センター及び岡山療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)のバージョンアップ
- ・中部療護センター 診断支援画像ネットワークシステムの更新

## 当該年度における取組み

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

### 施設・設備の整備に関する予定額と実績額

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	実績額
① 千葉療護センター 患者情報システムの整備	130	128
② 東北療護センター及び岡山療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)のバージョンアップ	173	167
③ 中部療護センター 診断支援画像ネットワークシステムの更新	102	96

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しない。

## 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施する。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行う。

## その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成25年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 千葉療護センター 患者情報システムの整備 → 一般競争入札及び随意契約
- ② 東北療護センター及び岡山療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)のバージョンアップ → 一般競争入札
- ③ 中部療護センター 診断支援画像ネットワークシステムの更新 → 一般競争入札

## (2) 人事に関する計画

### 中期目標

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

### 中期計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直します。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。

### 年度計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに職員の新陳代謝を図りつつ、見直しを行います。

### 年度計画における目標設定の考え方

- 1) 給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表することとした。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに職員の新陳代謝を図りつつ、見直しを行うこととした。

### 当該年度における取組み

#### 1) 役職員の給与水準について

##### ○給与水準の適正化に向けた取組み

- ① 国家公務員の退職手当法の改正を踏まえて、役員については平成25年3月、職員については平成25年6月に規程改正し、退職手当の引き下げを行った。
  - ・平成25年 6月30日～平成25年 9月30日までの間 98/100減額  
(役員については、平成25年4月1日～適用)
  - ・平成25年10月 1日～平成26年 6月30日までの間 92/100減額
  - ・平成26年 7月 1日以降 87/100減額
- ② 国家公務員の給与法の改正を踏まえて、平成25年11月に55歳を超える職員の昇給抑制を行った。
- ③ 新規職員を37名採用し、職員の新陳代謝を図った。



○平成25年度の給与水準（ラスパイレス指数）

国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、平成25年度は（年齢勘案）104.9となった。

（前年度 104.5 前々年度 105.1）

### 中期目標達成に向けた次年度以降の見直し

今後も、引き続き、総人件費について、政府における総人件費削減の取組みを踏まえた見直しを行うとともに、新規職員を採用して職員の新陳代謝の効果により給与水準の適正化を図りつつ、平成28年度までに対国家公務員指数が年齢勘案で100.0以下に引き下げよう、給与水準の見直しを行う。

### その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○国家公務員に比べて給与水準が高くなっている理由

① 国家公務員より管理職員数割合が高いこと

・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門知識と経験を有する管理職員を配置しているため。

② 国家公務員より大卒者割合が高いこと

・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。

③ 国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと

・利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

○平成26年4月の新規職員採用

新規職員を12人採用し、引き続き職員の新陳代謝を図っている。

○継続雇用制度の創設

高齢者雇用安定法の改正に伴い、平成25年11月に60歳を超える職員の再任用及び嘱託としての継続雇用制度を創設した。

(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

**中期計画**

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

**年度計画**

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

当該年度における取組み

なし

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報